

平成26年第3回東大和市議会定例会会議録第21号

平成26年9月8日(月曜日)

出席議員 (22名)

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員 (35名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	石井卓之君	社会教育部長	小俣学君
総務管財課長	東栄一君	職員課長	原島真二君

総務部副参事 廣瀬 裕 君
課税課長 矢吹 勇一 君
産業振興課長 乙幡 正喜 君
子育て支援課長 高橋 宏之 君
青少年課長 中村 修 君
生活福祉課長 尾崎 淑人 君
健康課長 志村 明子 君
都市計画課長 神山 尚 君
社会教育課長 村上 敏彰 君

保険年金課長 嶋田 淳 君
納税課長 中山 仁 君
市民部副参事 小川 泉 君
保育課長 宮鍋 和志 君
市民生活課長 田村 美砂 君
障害福祉課長 小川 則之 君
環境課長 関田 孝志 君
建築課長 中橋 健 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○副議長（関田正民君） 通告順に従い、3番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔3番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） おはようございます。日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、増税や保険料・手数料等の値上げと生活困窮世帯の命と暮らしを守る施策について。

①消費税8%への増税の市民生活と地域経済に対する影響をどう見えていますか。10%への増税には反対すべきではありませんか。

②生活困窮世帯の実態について市の認識を伺います。

③生活困窮世帯の命と暮らしを守る施策、とりわけ負担軽減策の現状と拡充策について伺います。

2、福祉施設やスポーツ施設、防災施設などの拡充・運用について（特に国有地、都有地、市有地などの活用について）。

①舛添都知事は、7月31日の会見で、特養ホームや認可保育園など福祉施設の整備促進のため、老朽化した都営住宅や公社住宅の建て替えに伴い、創出される用地から今後10年間で30ヘクタールを超える候補地を提供するとし、将来活用可能な都有地についても区市町村に情報提供し、都有地活用の準備を迅速に進めるとしました。特別養護老人ホーム、認可保育園増設など福祉施策の拡充、スポーツ施設等の拡充のため、急いで都営住宅空き地などの活用計画を立てて交渉を開始すべきと考えますが、東京都の都有地活用施策についての市の見解と今後の対応について伺います。

②米軍大和基地跡地で警視庁用地となった9ヘクタールのうち、2ヘクタールが30年以上にわたって未利用のまま放置されています。市の発展を長年にわたって阻害してきた国と東京都の責任は重大です。当然市民利用に供されるべきです。都知事も、都有地だけでなく国有地の活用も必要と言及しており、この土地についても市の対応が急がれますが、いかがですか。

③自主防災組織の防災倉庫等の公園等への設置について、手続だけで20万円もかかってしまうことについて、昨年12月議会とことし6月議会でも、市は「共助を支える意味で一番ネックになっている問題」として、東京都に減免対象とするよう要望していきたくないと答弁しました。その後の対応を伺います。

④市民の暮らしを支える上で、市内の医療施設や介護施設、子育て施設、障害者施設や住宅困窮者施設などの充足状況について、市の見解を伺います。国有地、都有地はもとより、市有地についても活用していくべきではありませんか。

⑤スポーツ環境の維持・拡充について6月議会以降の市の対応を伺います。

以上です。再質問については、自席にて行います。よろしく申し上げます。

〔3番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、消費税8%への増税の市民生活と地域経済に対する影響についてであります。消費税につきましては食料品等の生活必需品や電気、水道料等の公共料金など、国内における物やサービスの購入等に広く賦課されますことから、税率が8%に改定されたことによりまして、その影響が全市民に及んでいるものと考えているところであります。平成26年4月1日の消費税率の改定に当たりましては、臨時福祉給付金事業や子育て世帯臨時特例給付金事業の実施により、市民負担の軽減に努めているところであります。また消費税の増税分につきましては、社会保障の充実や安定化を図る経費に充てることになっておりますことから、当市の平成26年度予算におきましては児童福祉費の充実等に努めたところであります。なお、消費税率10%への引き上げについてであります。景気の動向や経済状況等を踏まえ、国におきまして判断されることになっておりますので、市におきましては今後これらの状況を注視してまいります。

次に、生活困窮世帯の実態についての市の認識についてであります。市民の収入面からの実態につきましては、現時点で市で捉えている課税に関する情報では判断できない状況であります。なお、生活が困窮したことによる生活保護の相談件数や、生活保護を受給している保護世帯数の伸び率は、いずれも平成21年度をピークとして、その後、相談件数は500件前後での数値で推移しております。また保護世帯数は微増の状況が続き、平成26年7月には1,224世帯と過去最高を更新しております。このような状況から、市内の生活困窮世帯に対し、必要な支援を適切に実施していくことが必要であると認識しております。

次に、生活困窮世帯に対する負担軽減策の現状と充実策についてであります。市民税及び国民健康保険税につきましては、震災や疾病等の事情により生活が困窮した納税義務者に対し、申請に基づいた税の減免を行っております。また国民健康保険被保険者につきましては、国民健康保険税に加え、医療機関窓口での自己負担金の減免制度を設けております。引き続き現行制度の中で、生活困窮者の負担軽減を図ってまいります。

次に、介護保険制度につきましては、災害等により生計の維持が困難となったり、主要な働き手を失って収入が激減するなど、介護保険料の支払いが困難となった方に対し、支払いの猶予や減額、免除を行う減免制度を法に基づき設けております。また法に基づく制度以外に、低所得者の方を対象として、介護保険料の減額を行う市独自の負担軽減策を実施しております。今後は法改正の動向を踏まえながら、具体的な負担軽減策を検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護に至る前の生活困窮者につきましては、自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法を制定して、平成27年4月から相談・支援体制づくりを図ることとしております。当市におきましては、生活困窮者への相談・支援体制の準備と検証のため、平成26年6月からモデル事業を開始し、平成27年4月の法施行に向け、円滑な事業の推進を図っているところであります。

次に、東京都の都市地活用施策についての市の見解と今後の対応についてであります。東京都は今後、福祉インフラ整備への活用が見込まれる候補地について、情報の提供を行うこととしていることから、市といたしましては候補地の情報提供が行われた際は、必要な要請をしていきたいと考えております。なお、東京都都市整備局によりますと、向原団地につきましては住宅メーカーに係る一連の問題の整理が終わった段階で、再度プロジェクトを進めるとしており、現時点でこの状況に変わりないとのことであります。また東京街道団地につきましては、建て替え基本計画を作成中であると伺っております。

次に、警視庁が管理しております国有地についてであります。この国有地は有効活用が可能な大規模な土地であると認識しているところであります。市としましては、国との連携を密にするとともに、その利活用に

つきましては公共施設全体の配置状況や、取得に要する費用の市財政に与える影響等を十分考慮しまして、検討していくことが重要であると考えております。国有地の利活用の可能性につきましては、庁内の市有地等利活用検討委員会で検討してまいります。

次に、防災倉庫の設置に係る申請手数料の減免についてであります。市では東京都の多摩建築指導事務所への減免の要請を行いました。申請手数料につきましては都の手数料条例に規定されているため、減免することはできないとの回答でありました。しかし、防災倉庫の建築基準法上の取り扱いについて、一定の高さ以下の建築物であれば、建築基準法上の建築物に当たらないとの指導がありました。自主防災組織が防災倉庫を設置しようとする場合、基準以下の倉庫であれば届け出しなくてもよく、公園に設置が可能であるとの回答を得ております。今後、一定の基準以上の防災倉庫の設置に関する東京都への減免要請につきましては、1市単独では困難であるため、市長会を通して要請してまいりたいと考えております。

次に、市内の医療施設や介護施設の充足状況についてであります。医療施設につきましては市内には急性期患者を受け入れる一般病院と在宅での医療を支える診療所がありますが、当市の属する北多摩西部保健医療圏域全体での施設数としては、東京都全域の平均値より下回っております。また介護施設につきましては、市内には特別養護老人ホームと老人保健施設があり、施設の種別によっては現状ではおおむね充足されているものと考えております。いずれの施設におきましても、今後の高齢化の進展が見込まれる中、医療・介護に係る制度の安定した維持及び財政負担等を考慮しながら、高齢者の地域での生活を支える医療・介護の連携、提供体制の構築が必要であると認識しております。また子育て施設についてであります。保育園につきましては今ある施設の有効活用、具体的には既存保育園の増築、建て替えにより待機児童の解消に向け努めているところであり、現在市内には公立、私立、合わせて16園の保育園が設置されているところであり、市の人口や面積、少子化の状況等を考慮の結果、現在は新たな保育園の増設等は考えておりません。

次に、市内の障害者施設や住宅困窮者施設の充足状況についてであります。障害者施設につきましては、市内には障害者が地域の中で自立した在宅生活を送るための日中活動や、グループホームなどの事業を行う施設があり、事業の種別によっては充足されているものと考えております。また住宅困窮者施設につきましては、ホームレスなどの生活困窮により、住宅の確保が困難な方に対する宿泊所などが考えられますが、市外の施設を利用することにより充足されているものと考えております。

次に、スポーツ環境の維持・拡充について、6月議会以降の市の対応であります。現在市内ではさまざまなスポーツ活動が繰り広げられていますが、活動の広がりとともにスポーツ施設の不足も大きな課題となっております。これまでも市内のスポーツ施設の不足を補う目的で、警視庁グラウンドや立川市の自治大学校のグラウンドをお借りすることで対応を図ってまいりましたが、こうした施設の利用拡大を含め、引き続き研究してまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、スポーツ環境の維持・拡充につきまして、6月市議会以降の対応を御説明申し上げます。

警視庁グラウンドにつきましては、本年5月に使用に関する要望書を警視庁のほうに提出いたしました。その後、8月に入りまして警視庁の担当者に問い合わせをしたところ、要望書の提出時から現在まで工事の箇所、規模等が変わっていないことから、依然としてグラウンドの使用は難しいとのことのお話でありました。しかし

ながら、9月下旬には道路部分に張り出した工事箇所が縮小され、警視庁グラウンドの仮囲い内におさまる予定であることから、再度その時点で調整をさせていただくことにいたしました。また武蔵村山市の真如苑運動施設及び東京経済大学運動施設の利用につきましては、利用できる要件等が把握できましたので、体育協会を通じまして加盟団体に情報提供をさせていただいたところでもあります。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

再質問を順次行います。

まず消費税の問題ですけれども、答弁の中で臨時給付金の問題、それから社会保障の財源に充てられるという問題がありました。臨時給付金については、わずか1回きりで、この消費税増税の打撃を、恒常的な打撃をこれで解決できるものではありません。それから社会保障に充てるという問題についても、消費税の税収を名目上、社会保障に充てるというだけで、社会保障の財源の総枠がふえるわけではない。社会保障に充てられていたほかの財源がほかへ回ってしまうという状況ですから、とてもこれで国民を納得させるわけにはいかないというふうに考えています。

この8%に消費税が4月から増税されたわけですけれども、南街5丁目、6丁目のわずかのところでも、この消費税増税を機に廃業されるという方が、私がちょっと聞いただけでも3件ありました。まあ要するに、これまでも大変経済状況悪い中で苦勞されてきて、もうとても8%への増税に対応し切れないということで廃業される。それからその後も、やはりその影響で廃業されたという方もほかにもいらっしゃいます。そういう状況、まあ市はどのように、これ見ているのか、どうつかんでいるのか伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市では、東大和市商工会からの情報として、会員の皆様の消費税増税に関する影響について現在聞いてない状況でございます。

○3番（尾崎利一君） 断片的にもいろんなことは耳に入ってるのではないかというふうに思います。

それで、8月にGDP統計も出ましたけれども、GDPが年率換算で6.8%、大幅に落ち込むと。家計消費も年率で18.7%ということで、これは比較可能な過去20年間の中で最大の落ち込みというふうに言われてますけれども、それから家計調査では、勤労者世帯、2人以上の勤労者世帯の実収入、4月が7.1%減少、5月が4.6%、6月が6.6%、7月が6.2%、それぞれ実収入が減少しているという状況が明らかにされています。少々賃金が上がったとしても、まあ実際には上がってない人、逆に年金や生活保護などで切り下げられているという方々もたくさんいるわけですけども、仮に賃金が少々上がったとしても、政府、日銀の誘導で物価が上昇し、そして消費税増税で物価が上がるという状況の中で、日本のGDPの6割を占める家計消費が大幅に損なわれているということです。

日本経済の状況は、1997年に消費税が5%に引き上げられてから、GDP全体が10%、もう既に縮小して、それを回復できずにいるというのが今の日本経済の状況です。ここに8%、さらに10%ということが市民の暮らしや地域経済にどれだけ打撃を与えるのかということは明らかだと思えます。少なくとも10%への増税には、市として、市長として、これ反対表明するという事は、市民の暮らしを守る立場で行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 消費税の税率の関係でございますが、現在8%のものが、平成27年10月1日の施行予定でございますが、10%になるということで、これにつきましては平成24年8月の社会保障・税一体改革関連法において、そのようなことになってるところでございますが、10%の引き上げに当たりましては、国、

政府のほうでは経済状況等、総合的に勘案して判断するということを言われておりますので、市としましては今後の国の動向等に注視をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私は、これ反対すべきだと思うんです。さっき97年の消費税5%への増税から、日本経済、立ち直れずにいるんだということに触れましたけれども、昨年の9月議会で、私、その当時と現在と比べてどうなってるのかっていうことで伺って答弁いただいています。1人当たりの給与収入額については、平成9年、まあこれは増税時ですね、551万6,000円だったのが、24年は480万4,000円で71万2,000円の減額、率にして12.9%も減少。1人当たりの市民の所得額、平成9年、382万4,000円、24年が313万7,000円で68万7,000円の減額、率にして18%の減少。1人当たりの税額も15.3%減少。1人当たりの社会保険料負担額については13.9%、逆に増加をしていると。それから農家戸数が、これは平成12年と22年の数値ですけども、121戸から99戸へ、18.2%の減少。工場数、平成9年、111カ所。平成24年、62カ所。44.1%の減少。商店数は、平成9年が808店舗、19年度が636店舗で21.3%の減少。こういう答弁をいただいています。これらの数値について、最新の数値があれば伺います。

○課税課長（矢吹勇一君） では、私から市民1人当たりの給与収入額、それと所得額、それと市民税割額について申し上げます。

個人市民税の平成25年度の数値が、こちらで捉えております最新のものでございますので、この25年度の課税状況から申し上げます。

まず1人当たりの給与収入額につきましては476万1,000円、続いて1人当たりの所得額につきましては310万6,000円、続きまして1人当たりの市民税割額につきましては12万円。それと、もう一点、これも課税状況からの数値ですが、1人当たりの社会保険料の金額につきましては48万1,000円。

以上でございます。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 入手できる最新のデータで御説明申し上げます。

農家戸数につきましては、平成25年の農業委員会選挙人名簿登録認定世帯者数で157件でございます。工場数でございますが、平成24年度は経済センサスによりますと56カ所でございます。商店数でございますが、平成19年度の商業統計によりますと636店舗となっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私は、手元に以前の答弁、持ってますけれども、先ほど言ったとおり給与収入額についても、所得額についても、税額についても、さらに落ち込んでいる。社会保険料負担額については、さらにふえているという状況です。農家戸数がちょっと元にしてしている数値が違うのかと思いますけれども、工場数、商店数、工場数についてはさらに減少している。商店数は、まあ前と同じ数値をいただいたわけです。

これだけ市の市民の状況、それから地域経済の状況、悪いという状況の中で8%に4月から増税され、さらに来年10月に10%に増税するということが、どういうことになるのか。私は、まあ繰り返し答弁は求めませんが、この消費税増税は市長として、やはり明確に反対すべきものだというふうに考えます。

それで②のほうに移りますけれども、生活困窮世帯の実態についての市の認識ですけれども、先ほど生活保護世帯数について若干数値いただきましたけれども、まあここ数年で結構ですけれども、生活保護世帯数、生活保護者数の推移を伺います。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 生活保護世帯数でございますが、平成20年度が892世帯、21年度が1,007世帯で

伸び率が12.9%、これが近年の最高でございます。その後、伸び率は鈍化しておりますが、微増の状況は続いてございます。先ほど市長から答弁さしていただきましたが、直近の26年7月では1,224世帯と過去最高を更新してございます。

続いて、保護者数でございますが、平成20年度が1,357人、21年度が1,553人、14.4%増、これも最高の伸び率でございます。以降、各年度増加してございますが、25年度、26年度に入りまして、保護者数については減少する月もあるということで、若干流動的な動きをしてございます。保護者数の直近の数字、26年7月は1,793人でございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。

リーマンショックで激増した後も、引き続き微増で高どまりの状態が続いているという状況です。今の答弁でもリーマンショックの年、892世帯だったものが、今1,224世帯ということですから、極めて高い水準で推移をしているということになると思います。

続いて、市税、国保税、介護保険料、この滞納状況を伺います。まあここ3年ぐらいで、わかればお願いします。

○納税課長（中山 仁君） ただいま3年ということでお話いただきましたが、大変申しわけございません、今手元に25年度と26年度ということで数字がございまして、そちらのほうで御説明のほうさせていただきます。

まず市税及び国民健康保険税ということで、まず市税の滞納者数及び世帯数ということで、国民健康保険も含まれる方という形になりますが、全体の数字になります。こちらにつきましては5,234人が25年度当初という形になります。26年度当初になりますと4,671人という形でございます。

続きまして、国民健康保険税を含む滞納者数ということでございます。25年度につきましては2,798世帯という形でございます。また、平成26年度につきましては2,466世帯ということでございます。

以上でございます。

○福祉部参事（広沢光政君） それでは、私のほうからは介護保険料に関する滞納状況ということで御説明を差し上げたいと思います。

大変恐縮なんですけど、介護保険につきましては保険料の集計上、期別件数自体は拾ってるんですけど、滞納者という人数は拾っておりませんので、データ自体も逐一、リアルタイムに振り分けされてしまうということで、過去に戻ってという振り分けが難しいんで。ちなみに直近の9月4日時点におけます滞納者というものを拾っておきましたので、こちらですと人数が572名ということでございます。

あと滞納繰越額の推移ということでは、平成23年度が2,767万円ほど、平成24年度で3,033万円ほど、25年度で3,436万円ほどという形で推移してるところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、国保税の滞納について今、25年度で2,798世帯、それから26年度で2,466世帯という数字いただいても、共産党の都議団で昨年10月に行った全都調査で、これは24年度の途中の数値のようですけども、滞納世帯3,896世帯、滞納率27%、4世帯に1世帯滞納しているという数値をいただいています。これは現年分が発生した後に、その現年分についての滞納も含めた数値だと思いますけれども、この数値についての確認を求めます。

○納税課長（中山 仁君） 大変申しわけありません。今、尾崎議員がおっしゃったとおり、こちらにつきましては、今、私のほうで申し上げた25、26の滞納の集計の数字とちょっと違いまして、現年のほうも入ってる数字で大変申しわけございません。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） まあ現年分が発生しない段階での滞納世帯の数値を先ほどいただいたということですが、当然現年分、発生すれば、それも払わなくてはいけないということになるわけですから、恒常的には27%程度、4人に1人程度の滞納世帯があると見ていいと私は考えています。

それから介護保険の滞納で572名ということでしたけれども、まあ介護保険については40歳から64歳までは国保税などの中に含まれて徴収されると。65歳以上は、多くは年金から特別徴収されるということですから、滞納になってくるというのは、その年金収入が年額18万円以下の低所得者の世帯、普通徴収になってる世帯の中で、そういう滞納が生まれるというふうを考えられますけれども、普通徴収者の数というのは、これわかるんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 普通徴収の方でございますけれども、この方々は対象者の移動が多々ございますので数字が変動いたします。8月1日の月次処理をした後の数字ということでよろしければ、普通徴収の対象者の人数2,834人というふうな数字でございます。これは当然現年分ということになっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 聞くところによると、この普通徴収者は、年金収入、年18万円以下の低所得者だけではなくて、まあ若干のそれ以外の方も含まれるというふうに聞いています。いずれにしても、ここでも2割程度の方が滞納になっていると。とりわけそのほとんど全部だと思いますけれども、年金収入が年額で18万円以下という低所得者のところで、滞納者がこれだけ生まれてるというふうに思います。

それで③のところに移りますけれども、先ほど生活保護世帯もふえ続けているという状況を答弁いただきましたけれども、生活福祉課を中心として、これらの世帯に対する手厚い対応が求められてると思いますが、この点についての施策の状況について伺います。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 相談体制でございますけれども、生活困窮という御相談があった場合には、現状では市民相談とともに生活福祉課で、そういう生活について相談を受けることが多いという現状がございます。現在は生活保護制度の中で相談を受けて、その中で介護や障害、児童、婦人あるいは雇用施策等、連携を図りつつ、支援や御相談、対策を行っているということでございます。相談に来られた方の中には、生活保護の相談で来たのではないというお話もございますけれども、まあ困窮状況を受ける窓口として、市役所内外の関係機関につなげたいということをやっております。話の中で、生活保護が必要な要保護性がある場合には、本人の御了承のもと、それ以降、面接とか相談でという対応を行ってきたところでございます。

こうした中、国におきましては、先ほど市長から答弁させていただきましたように、生活保護に至る前の生活困窮者に対する施策、相談体制ということで、生活困窮者自立支援法が27年の4月から施行されると。当市におきましては、本年の6月からモデル事業を開始して、現在、生活保護と一体といいますか、あわした形で相談を受けて、従来の各施策の制度のはざまがどうしても出るわけでございますけれども、そういうことがないようにというのが国の方針でもございますので、総合的な窓口を目指して現在対応をしているところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。本当に市民の暮らしが大変な状況、広がってる中で、今すき間のない、はざまのないですか——ということを言われましたけれども、本当にそういう丁寧な、緻密な対応が求められてくると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それで、平成25年版の国民生活基礎調査によると、日本の総体的貧困率は16%、OECD加盟諸国でアメリカに次いで4位って言われているようですけども、非常に貧困が広がっていると。ひとり親家庭においては54.6%、これは世界最高だ、OECD加盟諸国で最高だという断トツの数字になっているようです。

ところが、日本の生活保護の捕捉率は15%から18%というふうに言われていて、8割以上の方が生活保護制度を利用していないと。捕捉率は、本来、生活保護を受けるべき暮らしの方が、どれだけ生活保護制度を利用しているかという数字になるわけですけども、イギリスなどでは9割が捕捉率と言われているという状況の中で、非常に日本は捕捉率が低いというのは大きな問題として指摘をされているところです。それだけに、この生活保護水準の暮らしをされている方、またそれを若干上回るという層、ここに対する手厚い対応が求められるというふうに私、考えるわけですけども、この点についての市の認識を伺います。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 現在やってる施策の1つとして、生活保護制度はもちろんあるわけでございますけれども、そのほかに給付的なこととして住宅手当の給付をやってございます。国の10分の10の補助事業でございますけれども、離職後2年以内の人で、65歳の未満の方で、仕事をやる意欲のある方については、基本3カ月、延長、再延長で最高9カ月という期間で家賃の補助をやってございます。あと先ほど申し上げた相談体制というところになります。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） ここで、市税と国保税、介護保険料の減免基準と減免実績について伺います。

先ほど答弁の中でも、これらの規定を活用してということが答弁されました。ただ、東日本大震災で被災された方についての減免については除いて数値を教えてください。

○課税課長（矢吹勇一君） では、私からまず個人市民税に関しての減免制度について申し上げます。

個人市民税での減免につきましては、まず生活保護法の規定によりまず生活扶助を受けている方、こちらに関しては減免にまずなるとなっております。それともう一つ、ことし、当該年になりましてから所得が皆無となったために生活が著しく困難となった者と、こちらの方に対しまして減免を行っているというふうになっております。この生活が著しく困難になった方の収入の基準といたしましては、生活保護基準額をもといたしまして、一定額以下の収入になった場合には減免の対象になるというふうになっております。それと実績につきましては、昨年と、ここ過去4年間で見まして、件数といたしましては、生活が著しく困難となった方についての減免の実績はゼロ件となっております。

以上です。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 私のほうからは、国民健康保険税の減免の状況につきまして答弁させていただきます。

まず国民健康保険税の減免につきましては、東大和市国民健康保険税条例第24条、これに基づきまして東大和市国民健康保険税減免取扱基準というものを定めてございます。こちらを適用するに当たりましては、やはり今課税課長のほうからもございましたとおり、一時的な、急激な生活困窮、こういった震災、それから死亡、そういったことが対象になるわけでございますけれども、こちらの方々につきましては、平成21年度以降の数値ということの実績でございますけれども、平成21年度に4件、平成23年度に2件という形の実績となっております。

ります。

以上でございます。

○福祉部参事（広沢光政君） それでは、私のほうからは介護保険の制度の中での減免ということで、まず条例でございますけれども、こちらにつきましては先ほど市長の御答弁からもございましたように、災害等によって生計の維持が困難となったり、主要な働き手を失って収入が激減するなどの場合に適用されるというものでございますが、こちらにつきましては先ほどの御質問者のほうから東日本関連は除くということでございますので、それ以外ですと平成24年度に2名の方が、こちらの減免制度を適用されてるということでございます。

それから規則のほうで定めております市の独自の負担軽減、こちらのほうでございますが、こちらも先ほど御説明差し上げましたとおり、いわゆる低所得者の方に対する減免措置ということで、7つの要件ございますが、こちらは全てを満たす方を対象として行っているものでございます。こちらにつきましては、平成23年度で12名の方が、24年度で10名の方、平成25年度で5名の方が制度の適用という形で減免をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。

今減免の適用の状況を答弁いただきましたけれども、市税はゼロ、それから国保税も21年に4件、23年に2件、それから介護のほうも、まあ5件から10件前後という状況にとどまっているわけです。これは市民の今の暮らしの実態からいえば、それを、その負担軽減をして少しでも支えになるという点では、極めてその適用が少ないんじゃないかというふうに思います。

まず市税の減免についてですけれども、生保基準の1.4倍の年収ということのようですけども、周辺市でこれを上回るものがあれば教えてください。

○課税課長（矢吹勇一君） 周辺市での今の生活保護基準額からの率ということでございます。当市では、先ほど申し上げましたとおり、生活保護基準額の1.4倍を上限としております。これを超える市としましては、周辺の26市で見ますと5市が上回っている数値を定めております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 市税については、減免の適用がゼロと。これ申請しないとという申請主義の問題も根底に大きくあると思いますけれども、いずれにしても実績がゼロという状況が続いているということです。これについて、まあ1.5倍ということで、この減免基準を引き上げること、それから業績の悪化という場合にも適用して運用するということが、対象を拡大していく必要があると思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○課税課長（矢吹勇一君） 個人市民税の減免につきましては、ただいま生活保護基準額の何倍までという数値で申し上げましたが、これのみで減免の決定をしているわけではございません。それ以外にも、例えば減免の割合が各市まちまちでございます。そういったさまざまな要因をもとにしまして、適切に減免を行っておりますので、当市としましては今申し上げました生活保護基準額の数値でいいますと1.4倍というふうにしておりますが、その他さまざまな要因によりまして適切に減免を行っているということと考えてございます。

それともう一点、業績の悪化を減免の対象にすべきではないかというお話でございます。当市の減免の基準で申し上げますと、失業、休職、疾病、負傷、これによりまして、この原因によりまして生活が著しく困難となったと認められるものというふうに限定してございます。したがって、業績の悪化を原因として生活が

著しく困難になったと認められるものは、現在の基準では対象にはならないということでございます。これにつきましても、当市のさまざまな課税、市民の納税義務者の状況などを踏まえた上での基準として、現在は業績の悪化につきましては対象とはしていないということでございます。

以上です。

○3番(尾崎利一君) 私、この場で「減免策、拡充すべきだ」と言って、「はい、拡充します」ってすぐに答弁が返ってくるとは当然思っていないわけですが、これは課長の立場でいえば、規定に基づいてきっちりやっているという答弁は当たり前ですが、これはやはり理事者の側できっちりと答弁していただきたいと思えます。まあ適切に対応した結果、適用されたのはゼロ件ということですし、今答弁にあったように、これだけ経済状況悪い中で、業績の悪化は対象になっていないということです。これはどう考えても改善の余地があるというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それで、市税の場合は、それでも収入がなかったり低ければ課税されない、税額が発生しないということがあるわけですが、国保税や介護保険料については、それでも払わなくてはならないという制度になっているわけです。所得がないのに保険料や保険税の支払いが発生するというのは、これ福祉制度として重大な欠陥ではないかというふうに、私考えるわけですが、市の認識はこの点でいかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 私のほうからは、介護保険料の第1号被保険者の減免について御説明させていただきます。

介護保険が、平成12年から制度が始まりましたけれども、その際から65歳以上の被保険者の方の保険料の減免につきましては、いわゆる3原則というものをきちんと遵守するよというということで、国のほうから口頭で、いわゆる地方自治法による助言というような形ではございますけれども、そのような形で私どもは認識をしております。それから、保険料については収入のみに着目して一律的に減免をするのは適当ではない。3つ目が、一般会計ですね、一般財源による保険料減免の補てんは適切ではない。そのような3つの原則をきちんと各市町村は守りなさいというようなことで、毎年度、課長会等も行われておりますが、そのときでも毎年度、国のほうからはそのような御説明が引き続きあるということでございますので、私どもはそれののっとなって減免措置等を行って来ているというようところでございます。

以上です。

○3番(尾崎利一君) その国の減免の原則というのは、私も知ってますけれども、減免の前に、その所得がなくても保険料、国保税の支払いが発生するという問題が、どういう問題なのかということなんですよね。

それで、ちょっと国保税のほうに話、行きますけれども、昨年、党の都議団で行った調査によると、低所得層ほど滞納率が高くなって、滞納世帯に占める所得なし層の比率は約3割、未申告の分も含めると45%になるという状況です。やはり減免規定の拡充が求められるというふうに私は思います。国保税については、先ほど減免の適用が21年、4件、23年、2件ということですが、これ規定によると減免基準、生保基準の1.05倍というふうになっていまして、市税の1.4倍と比べても著しく低くなると。これ周辺他市と比べても低いんではないかと思えますけれども、この点についてどうなのか伺います。

○保険年金課長(嶋田 淳君) 減免取扱基準の生活保護基準の1.05倍というところの数字についてでございますけれども、これ他市におきまして、昨年その税の減免につきましても調査を行ってございますので、その数値をもとに、まず他市の状況ということで御紹介をさせていただきますと、他市のいわゆる1.05倍、うちでい

う1.05倍に当たる部分のいわゆる数値の基準の平均値でございますけれども、独自の基準を設けてる2市を除いては24市の平均ということで申し上げますと、1.26倍という数字となっております。ただし全ての市の減免の状況を把握しているわけではないんですけれども、ある他市の例を御紹介させていただきますと、この市は所得割のみが減免の対象となっております。当市と同じ基準である1.05倍、ここの減額割合が90%、1.15倍になりますと減額割合が60%という形の市もございます。当市の場合は、1.05倍以下であれば全額免除という形になってございます。また当市におきましては、1.05倍以下であれば所得割のみではなくて均等割等も含めた全額が免除という形になりまして、また1.05倍を超える場合につきましては、その超える割合に応じての一部の免除といえますか、減額という形の状況もっております。あとは他市が生活保護基準のみを数字の基礎としているのに対しまして、当市におきましては医療費ですとか出産費、こういったものも算定の対象としております。このように各市、運用はさまざまでございます、単純にその1.05倍という数値のみをもって比較、判断はできないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 東大和市の国保加入世帯に占める所得なし層の割合、それからこれも含めてですけれども、所得150万円以下の世帯の割合、どうなっているのか伺います。

○保険年金課長(嶋田 淳君) こちらが所得階層別といえますか、これ平成25年度当初課税の時点の数字ということで御容赦いただきたいと思えます。

まず所得なしの世帯でございますが、構成比としては35.5%という数字になっております。それから1円以上150万円以下という数字につきましても、同じように35.5%という構成割合になってございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) ごめんなさい。今そうするとゼロも含めると所得150万円以下というのは、71%という理解でよろしいのでしょうか。

○保険年金課長(嶋田 淳君) ただいま御指摘いただきましたとおり、所得なしの世帯が35.5%、それから1円から150万円以下につきましても35.5%、合わせますと、まあ多少端数は出ると思いますが、71.0%という数字になってくると思えます。

以上です。

○3番(尾崎利一君) そういう世帯が、国保に加入している世帯だということになります。その中で、繰り返しますけれども、減免の適用を受けたのは4件と2件という状況にとどまると。これで本当に生活困窮されてる世帯の負担を軽減していると、この減免規定でいえるのかどうかということなんです。

それで、例えば各自治体、いろいろこれ工夫をしてやっています。1市だけちょっと挙げますけれども、豊中市、大阪ですかね。ここは低所得減免があって、前年の所得が180万円以下は5割減免、360万以下は3割減免ということで、加入世帯に占める減免利用世帯の割合は約15%という状況になってるんです。やはりこの減免規定で、本当に困窮している世帯の負担軽減するということであれば、やはりせめてこれぐらいの、10%を上回る方が、この減免規定の適用を受けるという状況にならなければ、所得なし層が35%、150万以下が70%を超えるという状況の中で、やはり本当に負担軽減するということにならないと思えますが、この点についていかがでしょうか。

○保険年金課長(嶋田 淳君) ただいま豊中市の制度を御紹介いただきましたけれども、申しわけございません、私どものほうではその制度の詳細については把握はしてございません。窓口には被保険者の方が御相談に来

たときには、御相談があれば親切、丁寧な対応をさせていただいているという中で、お話しをする中で、必要があれば申請をしていただいているという状況でございますので、他市の状況も調べる必要はあるかと思いますが、現状の規定の中で今のところはやっていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（尾崎利一君） 東大和市の国保税は、25年度、2億5,000万ですか。大幅な値上げが行われて、26市の中でも非常に重いもの、高いものになっています。これ引き下げが求められるわけですが、減免規定の拡充なら、これはもう市長がすぐにでも踏み出せるということになります。これは何らかの検討が必要ではないか。所得なし層35%、150万円以下、70%という状況の中で、急いで検討していただきたいというふうに考えています。まあ、この後、介護保険や窓口負担の問題もやりますので、まとめて市長には御見解を後で伺いたいと思います。

介護保険の減免についてですけれども、条例の9条1項4号、著しい減収があって、収入が生活保護基準の150%未満の場合に減免、2割から所得、収入の状況によって10割の減免になるということになってるようですけれども、これは収入が生保基準の150%未満でも、減収でなければ減免されないという理解でここは、ここについてはいいんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 先ほども申し上げましたが、こちらの条例に基づく減免につきましては、要件等につきまして先ほど御説明差し上げましたとおり、1号から5号までの要件ということでございますので、考え方としては課税と同じ考え方でございますので、今御質問者がおっしゃったようなとおりでございます。以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 今答弁ありましたけれども、9条1項についてはそういうことだと。

9条2項では、低所得を理由とした減免規定があるということだと思うんですが、こちらは生保基準の120%未満という数字になっています。これやはり9条1項で減収になっていけば、まあほかのことも条件ありますけれども、150%未満はその減免の対象になってるということとも考え合わせると、減収でなくても低所得層を救済できる。それから1項との整合性という点でも、これ150%未満と、9条2項のところ……として、拡充を図るということをするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。それから120%という現行の基準は、他市と比べてどうなんでしょうか。伺います。

○福祉部参事（広沢光政君） 先ほどの福祉部長のほうからも御説明を差し上げたところでございますが、減免に関しましては介護保険、簡単に言ってしまうと、介護保険の料金の中で総額を賄いなさいよということになっております。1.2倍という数字でございますが、これが適正かどうかという話以前に、その減額の対象者、それが増加するということは、保険料収入がその分、減ってきますので、それをどこが、誰が、どのように負担していくかというような問題が根本にあるわけございまして、そういった点から1.2倍という数字については従来どおりの形でやっていくのが適当なのかなと、もしやるとすれば慎重に考えなければいけないことだというふうに考えております。

1.2倍という、120という数字でございますが、他市の状況でございますけれども、26市の中では3市ほどが1.2、120という数字を使ってございます。ただ、これが自治体によって、私どものように100分の120というような、そういう言い方をしているところと、あと所得自体でストレートに数値を出してらっしゃるところと、半分半分ぐらいの状況でございますので、そんな形で今の1.2というのは3市が、私どもつかんでるところではやってるというようなところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） そうすると120というのは3市ということなんだけど、これは高いほうなんですか、低いほうなんですか。

○福祉部参事（広沢光政君） 1.2というような、その120というような数値で出しているところの中では、1.5、150という自治体が2市ほどございます。あと1.0に、1.0というのは生活保護基準以下というような言い方をされてるところが6市ほどということになりますので、先ほどお話ししたようなつかみ方としては、中庸のかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 何事も中庸というのがいいのかどうかということですけども、財源をどうするかというお話、今ありました。それで、東大和市の場合は、介護保険料を11段階に分けて基準額の0.488倍から1.906倍まで保険料の額を定めて、まあ所得が低い人はなるべく低く、高い人はなるべくたくさん払ってもらおうということやってるわけですけども、港区は14段階に分けることによって、一番低いところでは基準額の0.4倍、一番高いところでは基準額の2.75倍ということで、高額所得者の保険料を高くして低所得者の保険料を引き下げる。それから当然独自減免の財源も、そこで生み出すということをやっています。そこら辺の検討をぜひ行って、減免の拡充していく必要があると思いますが、この港区における介護保険の独自減免制度について伺います。

○福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者のほうからお話ありました港区の介護保険料の減免制度と申しますか、所得段階の関係でございますが、港区につきましては、今御質問者からありましたとおり12段階、所得階層、分かれておまして、なおかつ特例段階等を入れますと、全てで14区分、設けているということでございます。一般的標準のものよりも、特にいわゆる課税層と言われております基準段階より上の層ですね、こちらの層を多くしているということでお伺いしております。これに関しましては、高額所得層の占める割合が高い区市町村、こちらにおいてはよくこういう制度をとりまして低所得層の負担を軽減するというので、上位所得段階をふやす多段階化設定というのを行ってるところでございます。ただ今お話ししましたとおり、高額所得層の占める割合が高い自治体等においてはあれなんです、そうでない地域でこれを行いますと、高所得層の保険料、これがかなり上がりますので、そちらに過度の負担がかかるというようなことで、そういった公平性、負担の公平性という部分では、ちょっと理解がされがたい制度なのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 減免制度。

○福祉部参事（広沢光政君） 港区の減免制度の関係ですけども、失礼しました。

減免制度を見比べさしていただきましたけれども、当市のほうの減免の要件と大きく違うところというのは、その所得の見方っていいですか、収入の認定のところ、当市とちょっと違うところございました。こちらが

どうなのかという話になってくると、若干うちの、先ほどの話じゃございませんが、当市は生活保護基準の何倍以下とかそういう話を、収入認定が120未満ならという話をしておりますが、港区さんは直接その収入金額ですか、所得金額、それであらわしてありますが、その額が若干高いのかなというような形では、比較してる中では相違がございました。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） まあ港区の独自の減免制度について、その詳細、ここで述べませんけれども、適用実績として23年度、69件、24年度、63件、25年度、66件ということで、この減免制度の利用実績は、まあもちろん人口も違うわけですけれども、東大和市と比べても利用実績が高いというふうに考えています。

来年度、介護保険料改定の年になるわけですが、今ちょっと言いましたけれども、多段階制、さらに強めて低所得層の介護保険料をどう引き下げていくのかということが必要だと思います。この点については要求をしておきます。

それで、負担軽減の最後に医療費の窓口負担の減免についてですけれども、窓口負担の減免、国保法44条ですけれども、この基準と減免実績について伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 国民健康保険制度におけます窓口一部負担金の減免につきましては、ただいま御質問者のほうから御紹介いただきましたとおり、国民健康保険法第44条、こういったものに基づきまして当市においても取扱基準を定めてございます。窓口一部負担金につきましては、東日本大震災の被災者の方を除いた実績というのは、平成21年度以降では件数はございません。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これらの制度の活用で生活困窮世帯の負担を軽減するという答弁だったわけですが、実際には実績はゼロということになっているわけです。全日本民主医療機関連合会が毎年調査やっていますけれども、2013年の国保など経済的事由による手おくれ死亡事例調査報告というのが5月19日にもまた出されました。56人、手おくれで死亡すると。そのうち無保険と資格証と短期証が57%、それから65歳未満の稼働年齢層では無職と非正規雇用が80%を占めているという状況が明らかにされていて、貧困の拡大、ここにも大きな影を落としているわけです。さらに、この正規の保険証を持っている方でも、死亡事例の43%を占めている。東大和市で国保法44条に基づく医療費窓口負担の減免実績が全くないというのはどうしてなのか、どうしてだというふうに考えているのか伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいまの窓口一部負担金の減免実績、実績がないことについての見解ということでございますけれども、近隣市ですね、これ電話による急遽の調査なんですけれども、やはり調査をさしていただいたところ、23年度以降、これ近隣8市に調査をかけましたが、いずれも実績はないという状況でございます。

その実績が少ない理由としましては、私どものほうは、窓口で御相談に来ていただいたときには親切、丁寧な対応を心がけまして、例えば税のほうの減免にいられた方は、必ず窓口一部負担金のほうの御案内もさしていただいているところでございます。このような中で、特にその窓口対応が悪いとか、そういったことによる原因ではないというふうには考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 窓口対応が悪いということではないということなので、その点は引き続き頑張っていたきたいというふうに思います。

もう一つは、やはり基準が、ここでも1.05倍というふうに、生保基準がですね——というふうに東大和の場合になっているんです。それで、東大阪市は国保加入世帯に占めるこの窓口負担の減免の適用件数が8,310件で、加入世帯に占める適用割合9.43%、かなり高率でこの窓口負担が、減免制度が利用されているという実績を上げています。ぜひ基準の引き上げを実施していただきたいと。

時間がないので、東大阪市の制度がどういうものかについては、ちょっとここで紹介はしませんけれども、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それで、最後に市長に何うというふうに先ほど言いましたけれども、金の切れ目が命の切れ目、金の切れ目が介護の切れ目ということはあってはならないことですが、厳然としてそういう事実が残念ながら存在するという状況です。しかし、自治体の努力でできることがたくさんあると。東大阪市や四條畷市や、幾つかの自治体の事例、挙げましたけれども、自治体の努力でできることがたくさんあるということが、今回、質問準備してわかりました。市長も聞いていただいたと思います。今回、介護保険料、国保税の減免拡充、窓口負担の減免、取り上げました。可能な限りやれること、手を尽くしていただきたいというふうに思いますし、今回、私の提案についても真摯に検討して実施していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 生活困窮世帯の窮状につきましては、市長、冒頭答弁させていただきましても、いろんな面で伝えられていて、市としてどういう対応ができるかなというふうに考えているというところでございます。そして国保や介護を例にとり出すことで出ておりますけれども、その国保税につきましても、介護保険につきましても、全体でどういうふうな負担をしていただくかというところに苦心してるところでございます。そういった中で、一定の時期に改定をする際にも、やはり低所得者の方に負担がいかにかからないかというところに、やはり念頭に置きながら改正もさしていただいているということで、引き続きそういう総合的な検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 総合的、抜本的な検討を、ぜひお願いします。

まあ何度も繰り返して申しわけないですが、適用件数、まあほとんどないというのが実態なわけですよ。全国の自治体の事例は、それをどう適用を広げていくのか、どう手を差し伸べるのかということで、いろんな自治体が工夫をされている状況あるわけですから、ぜひこれ研究していただいて、改善していただきたいというふうに思います。

大きな2番のほうへ移ります。

①のところですが、特養ホームの待機者数と今後の建設予定について伺います。

○福祉部参事（広沢光政君） まず特別養護老人ホームの待機者の関係でございますが、直近がいいですと、26年の4月末現在ということでお答えさせていただきたいと思います。

市のほうで把握しております6施設におけます東大和市被保険者の申し込みの待機状況は、総数で225名という数字になっております。

それから建設の予定の関係でございますが、こちらにつきましては、もう皆さん御承知のとおり、桜が丘の地域に、仮称でございますが、総合福祉センターが建設、進められる予定になってございますが、こちらのほうにベッド数でいきますと60ベッド数、60床の介護特別養護老人ホームの開設が予定されてるところでございます。こちらにつきましてはもう既に東京都福祉保健局のホームページ等でも、建設予定物件ということでオープンにされているところでございます。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 保育園の待機児童について、この9月1日とことしの4月1日、どうなってるでしょうか。

○保育課長(宮鍋和志君) 保育園の待機児の状況でございます。保育園の待機児童の状況を申し上げます。

26年4月1日現在で、新定義の数字が14名、旧定義と言われる数字については68名でございます。

なお、26年9月1日現在の数字ですが、新定義は、こちら作業が必要ですので出ておりませんが、旧定義の数字は122人ということです。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) それで特養ホームについては、本当に早くから申し込んでおかないと入れるという通知の前に亡くなってしまおうという事例をよく聞くわけです。それで、入る必要があるのに入れないということになると、大変な状況に家族も含めてなるわけです。これは地域で支えるということを言いますけれども、まあ現実にはなかなかそういかない大変な状況があるというふうに私自身考えています。

それから保育園についてですけれども、これは制度上のさまざまな問題、クリアしていかなくちやいけませんけれども、今、各市で問題になっている待機児童というのは、4月1日で入れるのかどうかというのが、待機児童数として大きく取り上げられますけれども、4月から翌年3月までどんどんどんこの待機児童というのはふえていって、大体4月時点の2倍、3倍に膨れ上がっていくという状況にもなっているわけです。やはり子供を預けられないために仕事をやめざるを得ないというような状況、報道されていますけれども、少子化を克服していくというためにも、本当に1人も待機児童を生まないという取り組みが求められてるというふうに思います。

それで、先ほど答弁いただきましたけれども、向原住宅については今の計画を進めていくんだと。東京街道団地は建て替え計画策定中でしたっけ——という答弁でしたけれども、いずれにしてもその中で、これだけあきますよって言われてから交渉開始するというので、私は間に合わないのではないかと。やはり今から要求をしていくということが必要だと思います。前の答弁で、向原住宅の空き地が6.1ヘクタール、東京街道団地の空き地が7ヘクタールあるというふうに答弁いただいています。これらの土地をどう活用していくのか。これはいずれにしても検討を急いで、どんどん市側から押し込んでいくという必要があると思うんですが、その点についての認識を再度伺います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいま尾崎議員から、向原が6.1ヘクタールという数値を以前に答弁してるということでございましたけれども、この6.1ヘクタールというのは、こちらの地区計画、この地区で定まっている地区計画の住宅地区の面積でございます。この地区計画が平成21年にできたときに、住宅地区Bという位置づけがございまして、このエリアを6.1ヘクタールといたしました。そこには道路や公園を含んでいる区域面積になっておりますので、この東京都のプロジェクトで発表された面積によりますと、北の地区が1.8ヘクタール、南の地区が2.7ヘクタールで、プロジェクトの事業を行う区域面積といたしましては4.5ヘクタールということで、この後、確定されております。

それから東京街道団地の7ヘクタールにつきましては、前回答弁させていただいた面積と変わらず、まだ大ざっぱな面積でしか東京都のほうからいただいておりますので、この状況に変わりはありません。

また利用につきましては、先ほど市長からの答弁にもございましたとおり、向原プロジェクトにつきましては、まだ東京都も、この地区計画で定めております住宅地区Bの多様な世帯を対象としたゆとりある良質な住

宅を誘導するといったような、まちづくりの計画に基づいたプロジェクトを実行しようとしていることに変わりはないということでございます。

それから、東京街道団地につきましては、ただいま後期の建て替え計画を進めてると、策定を進めてるという状況にございまして、その中でまだもう少し都営住宅の建て替えを含め、また創出用地を、どのくらいの規模になっていくのかといったようなことの庁内での検討が進められてるといふふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） もうこれは繰り返しませんけれども、ぜひおくれなように速やかな対応をお願いしたいと思います。

②のところについては、私はこの問題、七、八年、取り上げてますけれども、最初は四半世紀にわたって、9ヘクタールのうち5ヘクタールが未利用のまま残されてるということで取り上げてたわけですけども、その後、この七、八年の間に、5ヘクタールじゃなくて2ヘクタールというふうに、まあ減ってきているわけで、もたもたしてるとゼロになっちゃうんじゃないかということで不安なわけですね。

まあ他の議員への答弁で副市長からも、できれば無償でここ利活用したいんだということで答弁ありました。私も、もう30年以上にわたって国や東京都、ほっぽらかしてきたんだから、東大和市にきちっと謝罪をして無償で提供させるべきだということで何度も取り上げてきましたけれども、市長からもぜひ、これ非常に副市長の答弁もいい答弁なので、市長からももう一度、この点について御答弁いただきたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 済みません。他の議員さんからの御質問に答えさせていただきましたとおり、その後の進展というのはございませんが、市としての考え方は基本的に変わりませんので、市、市民にとって有利な方向で引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

③のところですけども、私もこの問題、東京都にも談判に行って、多摩建築指導事務所とも話をして、市ともいろいろ対応をとってきて、先ほどの答弁で一定の高さ以下であれば、この20万円というのを払わなくても市の判断で対応できるということになったということで、これは大変喜ばしいことだというふうに思います。

ただ一定の高さ以下であればというのは、本来の防災のための倉庫を設置をして、そこで自治会などが防災活動をやる。地域コミュニティを密にして災害に備えていくという活動をしていく上では、やはり不十分だというふうに思います。この減免規定を、少なくとも東京都の条例になるのか、規則になるのかわかりませんが、自治会と自主防災組織が行うものについて、免除するという規定を設けていく必要があるというふうに思っています。この点についても、答弁で市長会を通じて要請していきたいということでいただきました。これはいつごろのことになるのか、具体的なことがあれば教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今年度の要望につきましては、もう既に終了してございますので、来年の要望に向けて担当課として、それに備えていきたいというふうに考えてございます。

○3番（尾崎利一君） やるといことですよ、来年度ね。うんてうなずいてますので、じゃやるといことと伺っておきます。

本当に、市が前に答弁したとおり、この問題が共助を支える意味で一番ネックになっている問題の一つだということは市の認識でもありますから、ぜひそれにふさわしい対応を今後していただくようお願いします。

それで、④のところですけども、先ほど生活困窮者というお話もさせていただきましたが、最近相談に乗った事例で、精神障害がある方で、まあ生活保護を受けてるわけですけども、今後、いわゆる救護施設というんですかね、一部屋に何人も暮らすようなところに移らざるを得ないというふうに言われていると。しかし、この間の経過からいって、そういうところへ行って自分の病気が悪化してしまうのではないかという不安を大きく持たれているということで、相談を受けたりもしています。そういう相談を受けてみると、やはり住宅、住むところも含めて、市民の皆さんの暮らしを支える上でのさまざまな施設、私は大変不足しているんだなということを実感しました。この点で、前にも市有地を活用して障害者施設にそれを提供してはどうかという提案もしましたけれども、国有地、都有地はもとより市有地についても、この市民の暮らしを支える上での活用、これを真っ先にまず考えるべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 市有地等も含めまして、国有地、都有地、全体ということですので、私のほうからお答えいたしますが、現在庁内で市有地等利活用の検討委員会、内部組織を設けておりまして、いろいろな土地の活用をということで、各部、情報を全庁的に共有しようということで、土地の利活用については効率的あるいは効果的な、市にとって利活用ができるということで検討委員会を設けて、いろいろな情報をもとに国有地、都有地も含めて、今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 市有地については、総合福祉センターの建設に伴って、みのり福祉園の用地がどうなるのかということがあります。それから新給食センターの建設に伴って、第一給食センターと第二給食センターの用地、これがどうなるのかと。全部、この3カ所、合わせると7,000から8,000平米ぐらいになるのではないかと思います。これは大変貴重な土地だと思います。一方で、市としても国有地や都有地の利活用について、国や東京都と交渉していくということですから、市有地についても、まず市民のための活用を図ることがなければ、これダブルスタンダードになってしまうのではないかというふうに思います。ぜひ市有地の活用についても、国有地、都有地とあわせて市民の暮らしを支える施設等の活用を要望しておきます。

それから、⑤のスポーツ環境の維持・拡充の問題で、最初の市長答弁で、警視庁グラウンド、今使えなくなってるというものについて、5月に要望書提出して、まあ9月段階、今月ですね、工事の規模が縮小したところでもう一度相談しようということになってるということで、いろいろ市の桜が丘も含めて施設が使えなくなってくるという状況が一方であるわけで、ぜひこれは今後引き続き努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、前回取り上げた真如苑の芝生広場と東京経済大学のグラウンドについても、体育協会を通じて情報提供していただいたということで、これらのことについても、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、市長答弁の中で、引き続き研究していきたいということも答弁されましたが、このスポーツ環境の維持・拡充の問題について、教育委員会で考えていること、今後のことについてどういうことがあるのか伺ひます。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま尾崎議員のほうからお話いただきましたけども、この段階で、この議会の中で、新しくこういうところが使えるようになりましたというようなお話をするというのは、ちょっと持ち合わせていない状況ではございます。教育長答弁がありましたけども、さまざま使わしていただけたところがほかにないか、そういうこともあわせて考えていきたいと思ひますし、桜が丘のグラウンドについても使っ

てない状況の中では、ぜひ市民の利用をお願いしたいということで、引き続き調整をしていきたいというふう
に考えておりますので、引き続き私どもも鋭意努力をしてまいります。

以上です。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく申し上げます。

それで、この2番目の福祉施設、スポーツ施設、防災施設などの拡充・運用についてということについては、
前回は取り上げたわけですが、その後、7月末に東京都の方針が示されたと。今後、区市町村に対して
も、将来活用可能な都有地について情報提供する。それから、特に都営住宅や公社住宅の建て替えに伴って創
出される用地から、今後10年間で30ヘクタールを超える候補地を提供するというかなり踏み込んだ方向性が示
されたということを受けて、再度質問したものです。まあ現状では、向原住宅については、引き続き同じ計画
がされるということで、東京都は言ってるという答弁でした。私は、これ本当にそうなるかどうか分からない
と思って質問してるわけですが、いずれにしてもそういう新しい方針が示されてるわけですから、これ
に対応して、やはり市としての検討が一步先んじて進んでいくということにならないと、これ十分な対応が
し切れないということになると思いますので、この点、再度お願いしまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 間 建 二 君

○副議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成26年第3回定例会における一般質
問を行います。

平成26年度も早くも5カ月が過ぎ、私どもの4年の任期も残り7カ月余りとなりました。私自身、11年前の
初当選以来、今回で通算46回目の一般質問となります。公明党の議員として、選挙で掲げた政策、公約を一步
でも前進させるべく、当面する市政の課題について質問をさせていただきます。

初めに、広域連携の現状と今後の方向性について伺います。

我が国においては、2011年を境に人口減少社会に突入したとされております。当市においては、マンション
開発等によって人口増加が続いておりますが、高齢化の進展とあわせまして、今からの10年後の2024年をピー
クに人口減少になるとの予測も公表されております。そのような中で、将来を見据えて、これまで以上に具
体的に行政運営の効率化をどのように図っていくのかということは、当然に取り組んでいかなければならない課
題であると考えます。そのような現状認識のもと、行政間で連携、協力をしながら行政サービスを進める広域
連携のあり方について、当市の現状と今後の方向性について質問をいたします。

①として、行政改革を進める視点から、広域連携の現状と成果についてどのように総括をしているのか伺い
ます。

②として、当市を中心とした北多摩地域の魅力向上に向けて、今後取り組むべき広域連携の課題と方向性の
認識について伺います。

③として、さきの通常国会では地方自治法が改正され、行政事務の効率化の推進と自治体の柔軟な発想で、
地域の活性化を図る新たな仕組みとして連携協約制度が創設をされております。当市においては、この改正地

方自治法に基づく連携協約制度の活用について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねいたします。

次に、終戦70年に向けた平和事業の充実について伺います。

私は、当市における平和事業の充実と平和事業のシンボルとしての戦災建造物の活用については、11年前の初当選以来、一貫して訴えてまいりました。去る8月8日に、都立東大和南公園の平和広場において開催された平和市民のつどいでは、10回目を数え、戦災建造物の一般公開や、これまでの演奏や合唱に加えて平和文集の朗読劇や核兵器廃絶の署名活動など新たな取り組みを行い、大成功に終わられたことについては大変に喜ばしく、すばらしい事業であったと評価をしております。今後もこの平和市民のつどいを平和事業の象徴的なイベントとして、さらなる充実を望むものであります。その上で、明年はさきのアジア太平洋戦争の終戦から70年の節目を迎えることとなります。そこで、改めて当市において平和事業を行っている意義を再確認するとともに、国連が提唱する平和の文化の理念の普及、構築に取り組んでいく必要があると考えております。

そこで①として、明年の終戦70年に向けて、平和事業の充実をどのように図っていくのかお尋ねいたします。

②として、当市の指定文化財である戦災建造物の平和事業のシンボルとしての位置づけと今後の維持補修の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、発達相談支援センターの設置に向けた取り組みについて伺います。

発達障害の早期発見・支援の取り組みと成長段階に応じた支援の必要性につきましては、公明党としても、これまでも一般質問や予算要望において一貫して主張をまいりました。この間、当市においても3～4カ月健診から3歳児健診までの5回の乳幼児健診に加えて、新たに5歳児健診を行いながら早期発見・支援に努めるとともに、教育委員会においては特別支援教育の充実を図ってこられるなど努力を重ねておられます。また市議会、厚生文教委員会においては、本年7月に長野県上田市の「ひとまちげんき・健康プラザうえだ」を訪問し、上田市発達相談センターの取り組みについて視察調査を行ってまいりました。また私ども公明党市議団においては、愛媛県今治市、滋賀県湖南市等における発達障害の早期発見、早期支援の取り組みについても調査活動を行ってまいりました。そこで、当市におけるこれまでの取り組みと先進自治体の状況等を踏まえつつ、当市における発達障害の早期発見から就労までを見据えた長期的な支援のあり方について、お尋ねをするものであります。

①として、発達障害の早期発見から就労までを見通した成長段階に応じた支援の必要性について、どのような認識を持っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

②として、具体的な支援のあり方についての課題について。

アとして、子供の成長や支援等を記録する「支援ノート」の作成の考え方。

イとして、ペアレントトレーニングを通じた保護者への理解促進について。

ウとして、発達支援システムを活用した継続した支援のあり方について、それぞれどのように取り組んでいられるお考えをお持ちか伺います。

③として、発達障害の早期発見から就労までを見通した成長段階に応じた支援を行っていくためには、関係部課の連携強化を図るための発達相談支援センターの設置が必要ではないかと考えますが、御見解を伺います。

最後に、小中学校のトイレ改修について伺います。

この点につきましても、学校現場の強い要望を踏まえつつ、過去の一般質問におきまして何度もお尋ねをまいりました。これまでの一般質問においては、子供たちの命を守ることを最優先課題とし、また小中学校を災害時の避難場所として活用する観点から、学校校舎の耐震化等を優先課題とし、それが終了した後に計画

的なトイレ改修を行っていく旨の答弁がなされてまいりました。

そこで①として、過去10年間にトイレ改修を行った実績の状況についてお尋ねをいたします。

②として、今後のトイレ改修の進め方として、早急に改修計画を策定し、計画的な改修を行っていくべきではないかと考えますが、御見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、広域連携の現状と成果の総括についてであります。広域連携の現状といたしましては、市では一般事務組合として東京市町村総合事務組合、東京たま広域資源循環組合などに、また広域連合として東京都後期高齢者医療広域連合に、機関等の共同設置として市町村公平委員会に加入しているところでもあります。また震災時の相互応援や図書館の相互利用などについても、広域連携を行っているところでもあります。広域連携の成果としましては、事務を共同処理することにより、行政運営の効率化や広域化する行政課題への対応が図られているものと考えております。

失礼しました。広域連携の現状としまして、「一部事務組合として」ということで、飛ばしてしまったので訂正をさせていただきます。

広域連携の成果といたしましては、事務を共同処理することにより、行政運営の効率化や広域化する行政課題への対応が図られているものと考えております。また図書館の相互利用では、市民サービスの向上にもつながっております。

次に、北多摩地域の魅力向上に向けて、今後取り組むべき広域連携の課題と方向性の認識についてであります。課題につきましては、人口減少や少子高齢化に伴う厳しい財政状況、広域的な行政需要や行政課題の増加、地方分権の進展による事務の増加などが考えられます。方向性としましては、広域的な行政需要や行政課題の解決や、効率的な行政運営の実現のためには、引き続き広域連携の活用について研究していく必要があると考えているところであります。

次に、改正地方自治法に基づく連携協約制度の活用についてであります。連携協約制度は平成26年5月30日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により創設されたもので、これまでの地方自治法に定める事務の共同処理制度よりも柔軟な連携の仕組みであると言われております。広域連携を行う場合は、連携協約制度の活用についても研究してまいりたいと考えております。

次に、戦後70年に向けての平和事業の充実についてであります。戦後70年を迎える平成27年度の平和事業につきましては、平和宣言都市東大和として、戦後70年にふさわしい事業を積極的に実施してまいりたいと考え、現在検討を進めているところであります。また広島市、長崎市等の平和記念式典等にも参加できればと考えております。

次に、戦災建造物の平和事業のシンボルとしての位置づけと今後の維持補修の考え方についてであります。旧日立航空機株式会社変電所は、後世に戦争の悲惨さを伝える貴重な戦災建造物でありますので、引き続きこの変電所を平和事業の中心として、平和を愛する多くの市民の皆様に、平和の大切さと奇跡的に残った戦災建造物の保存についても訴えてまいりたいと考えております。維持補修の詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、発達障害の成長段階に応じた支援の必要性についてであります。それぞれの成長段階に必要な応じて適切な支援が重要となることから、庁内のさらなる連携と情報共有が必要であると考えております。

次に、支援ノートの作成についてであります。市では乳幼児健診において、保護者に対し各健診時期における子供の発達や発育の目安となるリーフレットを配布しております。また5歳児健診では、保護者に対し教育委員会が作成した特別支援教育の啓発に係るリーフレットを配布し、円滑な就学に向けて取り組んでいるところであります。支援ノートにつきましては、発達障害のある児童等に対する適切な支援を図っていく上で、課題であると認識しております。

次に、ペアレントトレーニングを通した保護者への理解促進についてであります。ペアレントトレーニングとは、家庭における保護者の児童に対する適切な対応について、行動理論に基づく考え方や方法を学ぶものであります。市では、健康課、子ども家庭支援センター等での健診や相談の中で、保護者に対し必要に応じてペアレントトレーニングと同様の事業を行っている東京都児童相談センターや児童相談所を御紹介しております。

次に、発達支援システムによる継続した支援のあり方についてであります。第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画では、ライフステージに対応した支援の充実を目指して、障害のある子供の乳幼児期から学校卒業後の円滑で継続的な支援を行うため、教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の関係機関の連携による相談・支援体制の構築を目指すこととしております。

次に、発達相談支援センターの設置の必要性についてであります。関係部課の連携強化を図るための取り組みの一つとして、平成26年度関係各課の発達障害児・者への支援状況や、課題についてのヒアリング調査を始めております。今後他市での取り組み事例等を参考に、研究してまいりたいと考えております。

次に、小中学校のトイレの改修についてであります。児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れることは大変重要であると考えております。引き続き教育環境の整備に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、当市の指定文化財である旧日立航空機株式会社変電所の今後の維持補修の考え方についてであります。都立東大和南公園内にあります旧日立航空機株式会社変電所は、昭和20年の3度の空襲にも奇跡的に耐え抜き、壁面にあいた機銃掃射や爆弾の破片による無数の穴が、戦争の悲惨さを雄弁に物語っております。そのことを後世に残すため、平成7年10月に市の文化財として指定をし、約6,300万円をかけて修復工事を実施いたしました。その後、修復工事から19年が経過しており、当面の保存措置としては、実施計画において屋上漏水対策工事を予定しております。一般的にコンクリートの寿命が60年程度と言われる中、昭和13年の建設から76年が経過する旧変電所の維持補修には、今後もさまざまな角度からの検討が必要であると認識しております。

次に、トイレ改修の実績についてであります。児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れることは大変重要で、トイレの大規模改修が期待される場所も十分に認識しております。これまで耐震補強工事が完了したことで、平成17年度に第四小学校、平成20年度に第二小学校の両校とも西側トイレを改修いたしました。またトイレの小規模な修繕につきましては、要望や緊急性を勘案して行い、便器の交換を要する修繕では和式から洋式に取り換え、部分的に洋式化も進めてまいりました。

次に、今後のトイレ改修計画についてであります。大規模なトイレ改修につきましては、校舎の耐震補強

工事が完了した後、計画的に事業実施できるよう考えております。しかし、東日本大震災後、非構造部材の耐震化が新たな優先課題となったため、これらの事業が完了した後に改めて計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、答弁を踏まえて再質問させていただきます。

広域連携の現状と成果について御答弁いただきましたけども、広域連携と一くくりに言いましても、さまざまなレベルの連携があるわけでございます。一部事務組合等については、私ども議員も派遣をされてることもありまして、一定の理解、認識等がありますけれども、広い意味での当市がかかわっている自治体間の広域連携についてはどのようなものがありますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 自治法に決まっている一部事務組合や広域連合ということは、市長のほうから御紹介をさせていただきました。もう少し広い意味で、他市との連携や協力というところの視点でお答えをさせていただきますと思います。

代表的なものですけれども、図書館の相互利用ということで武蔵村山市や東村山市と利用を行っております。また東大和市と喜多市では友好都市を締結しまして、さまざまな事業で友好関係を結んでるということでございます。また事務的な話ですけれども、企画担当が出席してます広域連携推進協議会のような形で、他市と会議を設けてましてさまざまな行政課題に対応しておったり、あるいは空堀川水環境確保対策会のような形で、空堀川周辺のそういう水環境の対策なども講じたりして、他市と広く連携をとりながら事業を進めてるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） さまざまなレベルで広域連携を一部図られてるということについても、理解をすることでなんですけれども、やはり今回、私がお尋ねしたいことは、当市、東大和市が抱え、持っております資源ですとか、また当面する課題等についてを明確にしつつ、当市を含めた、また当市を中心とした北多摩地域全体の魅力向上につながるような施策、またそういう方向性を追求していきながら、この広域連携というものを広く図っていく必要があるというふうに私は考えているんですけども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 現在の時点では、北多摩地域のそれぞれの自治体というのは、それぞれ創意工夫をしながら行政運営を行っているのではないかと考えております。またこれから少子高齢化の進行だったり、新たな仕事が国や東京都からおってきますので、これまでどおり1市だけで対応できる行政課題というのはなかなか限られてくると。逆に言えば、広域連携をとりながら事業を進めていく必要性が出てくるのではないかと考えております。まずはやはり市としての行政課題として、広域連携をするものは何がいいとか、そういうことをまず冷静に分析しまして、そして他市にも相談させていただくと。他市でも共通の理解がないことには、同じ行政課題として広域連携というのは図れないと思いますので、まずは情報交換をしながら意思疎通を図っていくというような試みが必要ではないかと考えてるところです。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただきましたように、確かにこの広域連携というのは、当市、1市だけで当然できることではありませんし、また当市だけがある意味で得をするというか、そういうものでは当然ないわけでありまして、近隣自治体が協力することによってともに有益な関係を築く、またよくウイン・ウインと

いう言い方もしますけれども、そのような関係をいかに構築をしていくのか。またそのことによって当市だけではなく、この当市を含めた北多摩地域全体の魅力向上にいかにつなげていくのか。ひいては、そのことによって市民サービスの拡充や、また行政改革にも大きくつながっていく施策ということ、やはり知恵を出して考えていかなければいけない、このように考えております。

例えば、この北多摩地域の魅力向上ということでお尋ねしたいわけですが、私が考えるこの広域連携の課題とか方向性ということで、例えば当市には狭山丘陵という豊かな自然がありまして、またそういうものが身近に感じられるサイクリングロードやアスレチック施設など、こういうものも整備をされております。このような環境は、この東大和市だけではなく、近隣の武蔵村山市、東村山市、また埼玉県の所沢市などにも広がっておりますが、また武蔵村山市には温泉施設も整備をされている。これは当然当市の施設ではないわけですが、しかしこのような、この地域、狭山丘陵を一体的に見ていく中で、地域の資源を活用した魅力向上についても、近隣の自治体との連携、協力を図りながら一体的な整備を進めていく、こういうことも考えていけるのではないかと考えますが、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○市民部長（関田守男君） この地域の資源を生かした魅力向上というようなことでの広域連携という御質疑でございますけれども、この観光資源というようなところの視点で考えますと、この地域活性化に大きな目的があるわけでありまして、この広域連携につきましては、この取り組みはかなり効果があるのではないかと、うふうに認識しております。今御提案のありました連携であります、当市の観光資源ということで見ますと、例えば狭山緑地でありますとか、郷土博物館でありますとか、多摩湖の自転車道でありますとか、この多摩湖を含む豊かな自然環境が多くあるというような現状がございます。これをさらに有効に活用するような一つの手段といたしまして、今御提案のありました武蔵村山市のかたくりの湯でありますとか、あるいはこの狭山丘陵を囲むところでございますと野山北公園等もでございます。こうした狭山丘陵を囲むそれぞれの自治体、幾つか自治体でございますが、そうしたところと連携を視野に入れて対応していくということは、非常に重要なことであるというふうに認識しております。今後につきましては、近隣市や関係機関との連携について効果的な、いわゆる観光事業の進め方としてはどんなことができるかというようなことにつきましては調査研究をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 一つのこの北多摩地域の魅力向上のための施策の方向性として、ぜひ検討を進めていただきたいと思っております。

またもう一点、これも例えばの事例であります、尾崎市長になられてから武蔵村山市と図書館の相互利用協定等が結ばれておりまして、以前からの東村山市に合わせて拡充をされたような状況になっております。またそういう状況を踏まえ、当市においてはグラウンド等のスポーツ施設が不足をしているということが、過去の一般質問でも何度も指摘をされております。また当市の市民プールは、夏場しか利用ができない仕様になっておりますけれども、近隣市では温水プールを備えている施設もあるわけでありまして。また市民ホール、東大和市のハミングホールについては、音響がよいというような評価もいただいておりますが、それぞれ各市が持っているホール等についても特徴がありまして、やはりこのような施設も相互利用がもっとできるようになれば、お互いの自治体にとっても市民サービスが大きく進むのではないかと、うふうに考えておりますが、このような、この図書館に限らず近隣市が持っている施設、公共施設等についての相互利用をさらに強力に図っていくことで、より市民サービスの充実、拡充にもつながっていくかと考えますが、このような調

整なり検討は行っておりますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 広域連携という視点での体育施設というお話がありましたので、私どものほうでお話できる部分について答弁をさせていただきます。

図書館につきましては、中間議員からもございましたが、平成24年の4月からスタートいたしまして、こちらにはたくさんの両市民、600人になりますけども、たくさんの方がすぐに登録をして利用を、自由来館の中で始めてサービスを受けていただいております。そういう中では、非常にメリットが高くて、武蔵村山市との調整の中でも、余りデメリット的なものはなく進んできたという状況がございます。

しかしながら体育施設につきましては、お互い使える状況になるわけですから、今安定的に使えている施設について、例えば土日とか秋とか使いたいときが重なる部分がありまして、毎年安定的に使えている団体にとって使えなくなるというデメリットも出てくるのかなというふうには考えるところがございます。しかしながら、こういう部分についてはお互いの市民が利用できてプラスになる部分もございますので、よく研究をして進めたいというふうには思います。今のところ他市との調整等はしてきた経過はございません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今2つ事例を挙げさせていただきましたけども、やはり各自治体が、今後この行政需要というのはますます増加する一方でありますけども、その上で、一方では将来的には人口減少に、本市においても転じていくという中で、やはり今のうちからこの広域連携をしっかりと進めていく方針を明確にしながら、近隣自治体と密接な連携を図っていく、そういうことを強力に進めていく必要があると考えておりますけども、再度この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 広域連携につきましては、具体的に現段階で、このような事業で、隣接しますこの市と、このような事業について連携を図りたいということで、具体的な項目を持って今検討を進めてる部分はございません。ただ、全体的ないろいろな施策を進めていく中で、どうしても広域的な連携が必要な部分というのは施策の推進の中では項目として出てまいります。双方の市に、自治体にそれなりのメリットが考えられ、先ほど中間議員のほうでもおっしゃってました市民サービスの向上につながるような内容として判断すれば、積極的に進めていく事業は、今後検討の上、取り入れてまいりたいというふうに思っていますが、現時点では具体的な対応を図っているものはございません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） まあ当然これは当市だけではなく、近隣市を含めた関係市との相談といいますか、一定の合意がなければ進んでいかないわけではありますが、いずれにいたしましても、やはり当市としてこれを積極的に進めていくという姿勢がなければ当然進んでいかないわけですので、それを明確にしながら、また広域連携の取り組みをぜひ強力に進めていただきたいと思います。そのことによって、この北多摩地域の魅力向上、東大和市だけではなく、東大和市を含めた北多摩地域の魅力向上を図っていく、こういう必要性があるかと考えております。

続いて、改正地方自治法に伴う連携協約についてお尋ねをしておりますけれども、この制度については昨今の地方自治体を取り巻く環境に配慮しつつ、これまでよりもより柔軟に対応ができる広域連携の一つの手法ということとされておりますけれども、この連携協約制度についてどのような認識を持っていらっしゃるか、再度お尋ねしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） こちらの連携協約制度ですけれども、26年5月30日の自治法の一部改正で創

設された制度でございます。252条の2というところに創設されまして、条文の概要を述べさせていただきますと、普通地方公共団体は、協議によりまして当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して、事務処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約、以下、連携協約と。そういうものを結びまして、他の普通地方公共団体と連携するというようなことになっております。

この協議によりなんですが、この協議というのは、関係普通地方公共団体の議会の議決を経るということで定められております。このようなことから、効果としましては、議会の議決を経て締結されるものですので、団体間の契約として継続性があるということです。またその事務の内容ですけれども、単なる事務分担もそうですし、政策面での役割分担等についても自由に盛り込めるということがありまして、先ほどお話ありましたような柔軟な連携の仕組みだということです。また地方公共団体にとりましては、先ほど申し上げました一部事務組合や連合会のような形で、特別公共団体のような形、地方公共団体の形で組織をつくる必要ありませんので、その点についても柔軟であるというような説明があります。

このようなこともありまして、最近過疎化が進んでいる地方など、中核的な市と過疎化が進んでる市が連携を取り合いまして、その圏域でこういう経済の活性化、あるいは地域の振興を図るというような取り組みに活用される、そういう目的で創設されてるということで聞いております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今御説明いただきましたこのより柔軟な形の中で、広域連携を図っていく連携協約制度、こういうものをまた進めていくためにも、今御答弁いただきましたように、私ども議会もこの近隣自治体との良好な関係を築いていく必要があるかと思っておりますけれども、一方でやはり行政の責任者である市長、トップ同士の人間関係のよさ、構築、こういうものが当然に必要なようになってくるかと考えておりますが、市の責任者である市長は、この広域連携のあり方、また近隣自治体との良好な関係をどのように構築していくのか、この点についてのお考えを伺いたいと思っております。

○市長（尾崎保夫君） 広域連携ということで、これはこれから必要なものだろうというふうな認識は十分持っているところでございます。というのは、先ほど中間議員からもお話がありましたように、人口減というか、そういうところからこれから、特に東京周辺というよりは地方のほうが必要は大きくなるかなと。要するに改正の中身ということで見ますと、人口減に対応するための事業や費用の負担をどういうふうにするかとか、分担の決め方だとか、あるいは事務そのものを代行するというふうなこともできると。それ以外に20万の都市だとか中核市だとか、政令指定都市の関係もありますけれども、そちらのほうよりは先ほど言った2点について、大いに活用する余地はあるかなというふうには思っております。ただ、まだ東京周辺の市町村では、こういうふうな人口減に対する危機感というのは、地方に比べるとまだ少ないかなという思いはございますけれども、私自身は将来のことを考えれば、必ずそういう時期は来るわけですから、考えられることは今からしっかりと対応していかなければいけないというふうには考えているところでございます。

そういった意味で、これができるかどうかというのは別にしましても、今後その広域連携ということになりますと、広いところで共通の事務ということになりますので、例えば下水道というのは、これから改修ということで莫大な時間とお金がかかるということになりますので、下水道はどこのところにもついているということになりますと、そういった事務を合理的に回していくだとか、あとはごみ行政についても同じようなことが言えるのかなというふうに思っております。まあ今ごみの関係については、焼却だけという形になってございますけれども、これも収集から始まって全てをやっていくという考え方もあってもおかしくないのかなという

ふうには思っております。

ですから人口減少ということで、具体的にその事務の——今言ったのは事務というよりは事業を広域化して効率化するという考え方だというふうに考えてるわけですけど、事務そのものを一緒になってというところについては、まだこちらのほうでは具体的にどうか、こんなイメージかなというのはまだ持ち合わせてはいないんですけども、ただITというか、電算がこれだけ発達したことを考えますと、これをつなぎ合わせることで、今のインフラの中でもできるものはあるのかなというふうに幾つか思い浮かぶのはありますけども、今後そういうようなものを含めてより一層突き詰めて検討、研究はしていかないと乗りおくれしてしまうかなという思いはございます。

以上です。

○副議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、午前中に引き続き再質問させていただきます。

連携協約制度のところ、市長に最後、御答弁いただきました。市長が考える広域連携の課題等について御答弁いただきましたけれども、私が質問させていただいたのは、その前段として、やはり事務レベルで進めるべきところは当然担当部、担当課があるわけですが、そのような大きなくくりでのこの北多摩地域の魅力向上を図っていくための広域連携を進めるためには、やはりトップ同士の本音の話し合いといいますか、腹を割った人間関係がなければ、幾ら事務レベルで物事を進めたいと思っても、やはり進んでいかないのではないかと、このように考えているところでございます。そのような素養というか土壌を、やはりリーダーみずからがしっかりとつくっていただきたい、このように考えておりますので、この点についてもぜひお取り組みをよろしくお願いを申し上げます。

続いて、終戦70年に向けた平和事業の充実についてお尋ねをいたします。

壇上でも申し上げましたけれども、終戦70年の節目を明年、迎えるわけですが、この節目を迎えるに当たって平和事業を本市としても充実させていく、このような方向性を持っているわけですが、最も重要なことは、この平和事業を進めていく上での理念とか哲学などを、改めて東大和市としての考え方を明確にしていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東大和市は、平和都市宣言という形で恒久平和の実現、そして核兵器の廃絶ということで、市の平和に対する姿勢はそちらで、宣言という形で示さしていただいております。また平和都市宣言を踏まえまして、平和意識の高揚や平和関連事業の一層の高まりを期待しまして、平成14年度から8月を平和月間としまして関係各課で連携して事業を進めてるところでございます。今お話がありましたように、その大きな方針だったり考え方を持って事業を進めるということは重要なことだと思っておりますので、その恒久平和や核兵器の廃絶という視点を、大きな方針を持ちながら庁内を連携して実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 先ほど私の壇上での質問でも申し上げましたけれども、国連ではかねてから平和の文

化構築というものを提唱しておりまして、1999年には平和の文化に関する宣言及び行動計画が決議をされております。改めて、この平和の文化という概念の内容をちょっと御紹介させていただきたいと思いますが、20世紀、人類は2度の世界大戦と多くの戦争、紛争を経験し、暴力の世紀、戦争の世紀と言われました。国連を初め国際社会は、21世紀を平和と非暴力の世紀にするため、平和の文化を構築することが最も大切であるとの結論に達したということでありまして、そして、そのために私たち一人一人の価値観や態度、行動を変革していくことの重要性が訴えられております。

外務省のホームページには、この一部が紹介をされておりますけれども、平和の文化に関する宣言、また平和の文化の概念として9項目が挙げられておりますけれども、例えば1つには教育、対話、協力を通じた生命の尊重、暴力の廃絶、非暴力の推進と実践、またあらゆる人権及び基本的自由の完全な尊重、また全ての人が有する表現、思想、情報の尊重と促進、さらには社会のあらゆる階層間における自由、正義、民主主義、寛容、連帯、協力、社会的多元性、文化的多元性、対話、理解という原則の厳守など、このような項目が挙げられております。要約いたしますと、平和の文化というのは生命の尊厳を守り、人格を尊重し、思いやりや愛情を持ち、差異を認め合い、ありのままを受け入れ差別しない、環境を守るなどといった価値観や行動様式であります。また非暴力によって、対話によって、そして教育によって人と人との連帯を広げることによって築かれていく文化である、このように言われております。

私は、この戦後70年の節目となるこの平和事業を進めるに当たっては、このような平和の文化の理念や哲学について認識を深めるとともに、平和の文化の価値観を広く市民が共有できるような事業展開を検討していくことこそが、一人一人の人権が尊重され、またあらゆる分野でのいじめや暴力の根絶、ひいてはユネスコ憲章で定められている人の心の中に平和のとりでを築かなければならないという実践につながっていくのではないかと、このように考えておりますけれども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市としても、恒久平和、そして核兵器の廃絶ということで宣言はしておるところですけども、それを実現するためには一人一人の個人の心の中の持ちようだと思っております。今お話がありましたように、平和の文化という考えで人を尊重するとか人権尊重だったり、愛情を持って行動するというので、人それぞれの心の中にあるそういう思いを実現していくということが大事なことだと思っております。市としまして、例えば人権教育だったり平和の教育、あるいは男女共同参画というような形で、いろんな形で事業を取り組んでおりますので、やはりそれは一人一人の心の持ちようを変えていくということだと思っております。ですので、その平和も含めまして、広い意味の平和の文化という考えを持ちながら、事業を進めていくことは大事だと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 国連が提唱している平和の文化という概念について、ぜひ当市でも認識を強く深め、また共有をしていただきながら、70年に向けての平和事業の展開をぜひ検討を進めていただきたい、このように考えております。

また、その上で、先ほど市長の御答弁の中で、具体的な平和事業の充実の方策の中で幾つか述べられましたけれども、広島・長崎への平和式典への参加を方針として挙げられておりましたが、現在のところどのような内容で検討されておられますか。御紹介ができる点がありましたら御答弁をお願いいたします。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど市長のほうから答弁いたしました広島市、あるいは長崎市等の平和記念式典等にも参加できればということの考えが、市長のほうから答弁あったわけでございますが、現在、私どもが

考えてる範疇といいますのは、基本的には現在平和首長会議のほうの加盟都市であります。また先ほどからお話にも出ておりますように、平和都市宣言を行っている市でもございます。そういうこともありまして、平成27年度の戦後70年という節目の年でもございますので、それに向けてのということで、先ほどの市長のほうのお考えは広島市の原爆死没者慰霊祭、あるいは平和記念式典等ですね、そのようなところの式典関係へ参加を考えるとというようなことで、私ども市長の考えをお聞きしております。現在もう既に1年を切っております、いろいろ調べていきますとかなり日程的にも早くに事業化のほうを考えないと、なかなか実施ができないような、参加というふうになりますので、今いろいろな情報を収集し、またそれが可能になるような形を考えるとという段階、まあ緒についたばかりというようなところでございます。今後いろいろ事業化に向けて今詰めていくというような状況で、平成27年度の当初予算に向けてということで準備に入るというところでございます。以上でございます。

○18番（中間建二君） 広島・長崎への平和式典の参加、大変重要であるかと思えます。市長御自身の参加、また市民の派遣ということも考えられるだろうと思えますので、ぜひ進めていていただきたいと思えますが、その上で私、過去にもお尋ねしたことがあるかと思えますけれども、この広島・長崎での平和式典と同様に、国内で行われている重要な式典といたしまして、毎年6月23日、沖縄におきまして沖縄全戦没者慰霊式典というのが開催をされております。私は沖縄の式典そのものには参加したことはございませんけれども、沖縄にかつて訪れたときに、沖縄の戦跡の中で伺います、この日本で唯一、地上戦が行われた沖縄の悲しい歴史について、少し学ばせていただいたことがございます。この広島・長崎の原爆の余りにも悲惨な被害と、やはり同様に沖縄の方々には地上戦を唯一経験をし、直接殺し合う、また軍隊の指示によって身を投げたということが、歴史として記されているわけでございます。そういう沖縄の心を東大和市としても、やはり私は知っていく必要があるのではないかと、このように考えておりますけれども、この点についてはどのような御認識をお持ちでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど平成27年度の戦後70年の節目の年ということもあって、平和事業、例年になくいろいろな、全体事業も含めまして取り組みを早くにスタートを今してるところでございます。今、中間議員のほうでおっしゃられました平成27年度に行われる予定の沖縄の全戦没者慰霊式典ですか、こちらのほうの参加等、また沖縄のいろいろな戦争に関係するところへの出席というようなところでございますが、現時点、今考えておりますのは、まず広島市・長崎市のほうの式典等への参加を組み入れたらということで準備をしているところでありまして、その中に沖縄県関係のということまではまだ考えがちょっと及びません。平成27年度のいろいろな平和事業の取り組みを考えますと、現時点では沖縄県までの参加というのは検討項目の中には入っていない状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この広島・長崎と匹敵するような、非常に厳しい戦争をくぐり抜けてこられた沖縄の慰霊式典への参加についても、ぜひ並行して御検討をお願いしたいと思います。

この戦災建造物を活用した、この平和事業の一環の中で、私は11年前の一般質問の中で、この戦災建造物を保存してある都立東大和南公園を、平和公園という位置づけにできないかということをお提案させていただきました。その後、当時の市長からは前向きな御答弁もいただいたわけですが、東京都との協議の結果、公園の名称変更までには至りませんでしたけれども、協議を行った結果として、戦災建造物のある周辺を「平和広場」ということで東大和市が命名をし、東京都もそれをしっかりと認識をしていただく、こういう今日の平和

広場の設置につながったというふうに認識をしております。

しかし一方で、改めて明年、終戦70年を迎えるという中で、この都立東大和南公園そのものの位置づけということについても、やはり東大和市としての考え方を明確にしながら東京都にさらに、再度働きかけを進めていくきっかけにはなるんじゃないか、このように考えておりますけれども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 変電所前の平和広場ということでございます。平成17年のときに東京都の御承認をいただきまして、通称名という形で前は「平和広場」ということで名乗らしていただいているということになっております。その関係もありまして、平和市民のつどいだったり、うまかんべえ～祭などのポスターなどでは、平和広場でそういう事業をやりますよということで、変電所とあわせましてその名称を市でも周知をしてるところでございます。この都立公園の名称そのものですね、今度は平和のそういう名称を使うことにつきましては、恐らく東京都の施設ということで、都内全域にそういう「都立東大和南公園」という名称が行き渡っているわけなんで、変えられれば非常に効果はあるかと思っておりますけれども、やはり東京都という自治体ですね、他の自治体のそういう手続も必要になってくると思っておりますので、これは想像するになかなか簡単にはできないものかなというふうに思っております。

以上です。

○企画財政部長（並木俊則君） 今さきのいろいろな取り組みから「平和広場」という名称は、そういうふうな形でいろいろな事業の推進に努めてるところでございますが、先ほどから申し上げておりますように、平成27年度は戦後70年ということで、平和事業、いろいろな形で取り組むというふうなことで、市長のほうも積極的に来年度については取り組むようにというような指示もいただいております。そのような事業の推進等、また今お話に出ております戦災建造物の今後の保存等の物理的な費用が大分かかるような事業も、今後考えていかなきゃいけないというような状況もございまして、今、中間議員のほうでお話があります「平和公園」というような名称につきましても、まず市のほうの平和の事業を取り組んでいく中で、市としての施策を進めていく中で、そういうような公園のことについても考えていかなきゃならないという部分もございまして、また第一には平和に関して市民の皆様がいろんな意味での機運の醸成というのが大事でないかなというふうに思っておりますので、今後も一つの課題としていろいろ考えを言わせて、検討していく項目というふうに認識してございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当市の努力によりまして、都立東大和南公園の戦災建造物、変電所が文化財として保存をされ、今日を迎えております。また、そういう中で平和市民のつどいも10回を数えるようになりまして、あの場所、平和広場を活用した東大和市の平和事業というのも10年間にわたって定着をしてきている、そのような実績、積み上げも十分に私はあるかというふうに思っております。そういった中で、戦後70年、終戦70年、どういう年にしていくのか、東大和市の平和事業をさらに強化をし、また広く市民一人一人の平和の心をつないでいく、どういう取り組みをしていくのか、そういう観点で、ぜひ御検討をお願いをしたいと思います。

また平和広場では、東大和市でも最大のイベントとなりましたうまかんべえ～祭を初めとして、さまざまな今イベントが行われるようになっております。やはりあの場所を活用した市民の交流、お祭りができるということそのものが、平和事業にも私はつながっていくのじゃないかなというふうにも考えておりますので、さまざまな南公園を活用したイベントについては、東大和市は後援をさせていただいておりますけれども、このよう

な東大和市が行う公園の事業についても、積極的な展開をぜひお願いをしたいと思います。

続いて戦災建造物のシンボルとしての位置づけ、また維持補修についてお尋ねをしたいと思いますけれども、改めて今回の質問をするに当たりまして、戦争遺跡についての書物に幾つか目を通さしていただきましたけれども、当市の戦災建造物変電所については、多くのこの戦争遺跡に関する書籍で紹介をされておられるのを確認をいたしました。またつい最近では、週刊朝日の8月22日号でも、「日常の風景に残る戦争の記憶」というようなグラビアのタイトルで、当市の変電所が写真で紹介をされておりまして、改めて当市の戦災建造物がいかに貴重なものであるのか、また後世に引き継いでいかなければならないものかということを確認をしたところでもあります。

改めて確認ですけれども、当市が文化財として保存しております無数の弾痕を残した建物が全国的に保存されている例というのは、東大和市ではどういう例があるか承知をされておりますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 建物の外壁に銃弾の弾痕の跡が残りまして、それが文化財として建物自体が保存されているというお話は、私どもの知る限りでは存じ上げてございません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ということは、少なくとも我が市においては、我が市の認識としては日本で唯一の文化財、建物である、こういう認識であろうかと思えます。

私も幾つか、この文献、見てみましたが、さまざまな戦争遺跡はありますが、やはり建物の形で残っている、残っている例というのは見つかっておりません。そういう中で、この貴重な戦災建造物変電所をどう維持補修し後世に残していくのかということが大きな課題になるわけですが、私が拝見をした文献では「しらべる戦争遺跡の事典」というのがありまして、その中に戦争遺跡の保存対策という章がありました。この章で紹介されている案件こそ、まさに我が市の変電所でありまして、この文献の中では当市の戦災建造物が保存されてきた経緯、またその保存がいかに技術的に難しいものであるかということが紹介をされておりまして、これを執筆されたのは当市の当時の職員、また今も現役で働いていらっしゃる職員のものでありますけれども、なぜこの変電所の保存が技術的に難しいのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 先ほどの教育長の答弁にもございましたが、一般的にコンクリートの寿命が60年と言われている中、既にあの建物は76年が経過している建物でございます。また補修につきましても、外壁部分を補修、補強できないという特殊な要素もございます。仮に耐震を施す場合も内部からのみの工法となります。こうした制約された条件の中で、どのような補強、補修ができるのか、文化財の専門家だけでなく、さまざまな建築の専門の方々にもお話を伺っていかなければならないのかなど、このように認識をしております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 本来は60年と言われておりますコンクリートの建物が、もう76年を経過している。またこの「しらべる戦争遺跡の事典」の中では、コンクリートが劣化する、酸化をするというんですかね、そういう中でもろくなっていく、これをどう守っていくのか、非常に技術的に難しいということが紹介をされておりました。

しかし一方で、そういう中でも当市としては、この文化財を後世に残していくことの位置づけについては確認をされ、そういう方針を持って取り組まれているかと思えます。そういう中では、やはり当然当市だけではなかなか難しい面があるんじゃないか、技術的な側面ですとか、また文化財としての価値の再評価、ま

た財政面の援助等を考えれば、当市だけではなくて東京都や国の支援をしっかりと連携を図りながら仰いでいく、こういう必要があるかと思えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 都立東大和南公園にごぞいます変電所につきましては、今課長からもありましたけども、外壁を補修、補強等することには非常に難しく、その工法についても非常にいろんな考え方を持って進めなければいけないと思ってます。そのためには多額の経費がかかるということで、中間議員の言われたお話のとおりであります。

そういう中では、平成7年度の改修工事、文化財にしたときの工事の際には、東京都の市町村活性化事業、ふるさとふれあい振興事業補助金というのを活用した経緯がございます。現在はその補助制度はないんですけども、それにかわる助成制度等がないかどうか、これは調べていかなければいけないというふうには思っております。

また現在あの建物については、東京都の近代化遺産の調査対象建造物というふうになってございます。今調査をしてるんですけども、この調査は文化庁が、近代的技術によってつくられた産業、交通、土木に関する構造物について、全国の所在状況と重要遺構、遺構というのは建物の跡ですね。遺構を把握するために、東京都が昨年度から5年かけて都内全域を調査しているんですね。実は東京都の職員が昨年12月に見に来ております。その際には、博物館の職員立ち会いのもと、いろいろな話をしたというふう聞いておりますけども、まず現状ではこの調査の中で、調査のやりとりの中で、東京都のほうには技術的な助言を求めながら、どういう方向性を持って維持補修をしていくか、そういうところの考え方を整理し、予算化に向けて関係部署と調整しながら、まずはやっていく必要があるかなと、そういうふう認識しているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） この震災建造物の維持補修ということでお尋ねをしておりますけれども、やはり明年が終戦から70年というこの節目の中で、先ほど紹介したような週刊誌でのグラビア写真記事でも取り上げられましたように、やはり改めてこの戦争遺跡の価値というものが、やはり再評価されることになるのではないかなというふうにも考えております。そういう中で、まあ東京都との調整も既に行われてるということでございますが、やはり東大和市が何としても、この施設を平和事業の根幹に位置づけて、また後世にしっかりと残していく、引き継いでいく、この根本姿勢を明確にしながら、東京都や国との協議をぜひ進めていただきたいと思えます。それが来年、70年にも大きなターニングポイントといいますか、そういうときにもなるのではないかなというふうに思えます。将来的には、ぜひ東大和市の史跡、文化財という位置づけから、東京都や国に対してもこの文化財としての価値の再評価を、ぜひしていただけるように私どももしっかりと働きかけていきたいと思っておりますので、また東大和市としての考え方を整理をしながら、ぜひ協議を進めていただきたい、このように考えております。

続いて、発達相談支援センター設置に向けての取り組みについて再質問をさせていただきます。

市長の御答弁では、まず①の発達障害の成長段階に応じた支援の必要性への答弁では、庁内のさらなる連携、情報共有が必要であるというお考えが述べられましたけれども、まずこの点について現状は東大和市の中でどのようなになっているのか、この点についての御説明をお願いいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在市の発達障害の方の支援に関する状況でございますが、まず発達障害の方の早期発見及び就学前の療育につきましては、健康課と保育課で行っております。就学等、義務教育につきましては学校教育課、子供の障害や育成に関する御相談などは子ども家庭支援センターで、生活全般や成人期の就労

支援などにつきましては障害福祉課のほうでそれぞれ担当して、必要に応じてケース会議等も開きながら、連携をして支援を行ってるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君）　そういう中で、市長の御答弁では連携、情報共有が必要である、こういう御答弁でありましたけれども、このような成長段階に応じた支援の必要性については十分に認識をしつつ、そのための関係部課の連携、情報共有についてさらに取り組んでいく、こういうことよろしいのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　今議員のほうからお話いただきましたけれども、また市長答弁のほうでも市長から御答弁いただきましたが、市の認識といたしましては、やはり発達障害のある方に関しましては、乳幼児期から学齢期、就労期まで自立して社会参加を将来的にはして、地域の中で生き生きと生活していただけるよう、早期発見、早期支援、それから医療や保健、福祉、教育、保健、就労にかかわるさまざまな関係機関が連携を図るということが、非常に重要だと考えておりますので、市といたしましては、今先ほど御答弁さしていただきました各関係課と連携を取り合ひまして、引き続き発達障害の方への支援ということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君）　そういう課題がある中で努力をしていただいているということでもありますけれども、続いてこの②の具体的な支援のあり方についてお尋ねをしたいと思いますが、まずアの子供の成長や支援等を記録する支援ノートを作成についてでありますけれども、この関係部課の連携を図る一つのツール、情報共有を図るための一つのツールとしての位置づけであります、発達段階に応じた支援や課題について情報共有を図り、引き継いでいくということが非常に重要な課題になるかと思っております。

そこで、壇上で申し上げたような先進市におきましては、例えば上田市においては支援ノート「つなぐ」というものを作成をしております。湖南市においては「ここあいパスポート」、今治市では「サポートブックばりばり」という名前でありましたけれども、このような各自治体の創意工夫によって、支援が必要な子供の成長や、また支援の状況を記録する支援ノートの作成等、またその活用が大きく進んでおりました。当市においても、このような取り組みについてぜひ具体的に進めていただきたいと考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　先ほど来、御答弁させていただいておりますが、やはり市では現在発達障害に関連している部署が、福祉部、子ども生活部、それから学校教育部と3部、それから課にわたりましても多く、複数にわたっているところがございますので、今議員から御紹介いただきましたそういった支援ノートなどのライフステージを通じて活用可能なツールがあるということは、非常に重要かということで認識はしております。今後、東京都のほうでもハンドブックを、改訂版を作成して中身を見直すとかというような動きもあるということでございますので、そういったものの中を拝見させていただきながら、市といたしましても他市の進んだところの先行市のよい事例なども参考にさせていただきながら、今後検討していく必要はあるかなというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君）　ぜひ、進めていただければと考えております。

続いて、イのペアレントトレーニングを通じた保護者への理解促進ということでお尋ねをしておりますけれども、現在東大和市の対応としては、東京都の児童相談センター、また児童相談所を紹介をして対応している

ということでありましたけども、やはりこの点についても市として、この発達障害にかかわっていらっしゃる保護者等への継続した支援を行っていくためには、やはり市と、市の担当者と保護者が顔が見える関係を構築をしていく、信頼関係を構築していく、こういう必要があるのではないかと考えております。

上田市の事業を参考にいたしますと、やはり市として継続してペアレントトレーニングを行っていく、年間10回程度開催するというものでありましたが、同じ方が10回、このトレーニングを受けるという中で、保護者との、行政との信頼関係を構築していくとともに、またそこに集う保護者同士の横の連携、支え合いの関係も構築ができていて、大きな成果を上げているというようなお話も聞いてまいりました。当市においても、そのような体制整備を進めることも、ぜひ検討していただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ペアレントトレーニングにつきましては、市では現在、先ほど御紹介いただいたような形でのプログラムとしてきちんと構成されたものというのは実施しておりませんので、市長答弁で御答弁いただきましたように、児童相談センター等の専門機関を御紹介しているところでございます。今後考えられることといたしましては、現在1歳半健診や3カ月健診等、あと3歳児の健診等で、発達が気になるお子様に対しては保護者の方にも御説明をさせていただきながら、やまとあけぼの学園で、あそびの会というところでさまざまな支援を行ってるところでございます。そういったところでのトレーニング等も実際にはあるということでございますが、その後のですね、例えば小学校に入ってからとかいうようなことで、10歳から12歳ぐらいまでの学齢期の方に対するものということについては、市のほうではそういったものはないということでございますので、今後そういったものも含めて子ども生活部や学校教育部とも含めながら、庁内で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今あそびの会の御紹介をいただきましたけれども、私どもも会派として視察をさせていただきましたが、本当にあけぼの学園で職員の方が、預けられてるお子さんとほとんど一対一で面倒見ていただいている。そういう中で、そのあそびの会のような対応もしていただいているというお話も伺っておりますけれども、非常に現在の職員体制の中では、さらなる強化というのは難しいのかなということも感じております。一定の体制整備、また専門的知識を有する方のお取り組みも必要かと思っておりますので、この点についても重ねて検討をお願いしたいと思います。

続いて、発達支援システムを活用した支援についてお尋ねをしておりますけれども、この発達支援システムというのは、滋賀県の湖南市において構築、確立をされたシステムでありまして、支援が必要な人に対して乳幼児期から学齢期、就労期まで、先ほど市長、部長も御答弁いただきましたけれども、保健、福祉、医療、教育及び就労の関係機関の横の連携によります支援と、また支援が必要な方への個別の指導計画による縦の連携による支援を提供するシステムというふうになっております。支援が必要な人に対して、その場のみでの対処ではなく、社会に出て就労し、実生活を送るまでの長期にわたって、継続して支援を行っていくシステムということでもありますけれども、先ほど来の御答弁でありましたように、当市においてもそのような方向性を持ってシステムの構築を進めていかれていくということで、そういうお考えをお持ちだということによろしいのか、再度確認させていただきたいと思っております。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、そのセンターについてでございますが、まだ市としては、そこまでどうするかというようなことでのそれぞれの中での検討というのは進んではおりません。現状、発達障害者の支援法の

中では、発達障害者支援センターを設置するのは都道府県ということで、市町村の責務といたしましては早期発見や就学前後の発達支援、それから保育や教育の体制の整備、就労支援、生活地域での生活支援というのが位置づけられてるところでございます。またそのほかですと児童福祉法に基づいた児童発達支援センターというものは、おおむね10万人規模の人口で1カ所というようなことでの設置がイメージされておりました、児童福祉法に基づくものということでございますので、対象者は18歳ということになっております。そういったところもございまして、市といたしましては今後、先ほども御答弁させていただいておりますけれども、他市、多摩市とか日野市での状況等も見据えながら、他市の状況等も勘案しながら、今後、センターの設置も含めて、この発達障害の支援というものをどういうふうにしていくかということ、検討していく必要があるかなというふうには考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） ちょっと今部長、先走りまして、私まだセンターまで言ってなくて、この支援システム、システムのところの構築についてお尋ねをして、先にセンター設置の答弁が出てしまいましたので、非常にやりにくいんですけども、この支援システムの構築については東大和市としても、その構築に向けて努力をしていただいているというふうに私は認識をさせていただきました。

また教育委員会のほうにもお尋ねをしたいんですけども、やはり私どもが視察調査を行った自治体に共通している取り組みといたしましては、支援のかなめとなっているこの発達相談に関する支援室や支援センターには、小中学校の校長を経験された方が配置をされていることが共通でございました。やはり乳幼児期からの発達相談支援から小中学校における特別支援教育に円滑につなげていくためには、乳幼児期からの教育関係者のかかわり、支援が必要であるということが、このような教育委員会からの職員の派遣、人事交流ということになってるかと思いますけれども、この点について教育委員会はどのように考えておられますでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今、中間議員から御紹介がありました先進的な取り組みをされております市では、確かなつなぐ、そういうかなめのところに人材を、また専門性を有した人材を充てているということも聞き及んでおります。現在東大和市での取り組みにつきまして少し御紹介をさせていただきますと、教育センターに学校支援室がございまして、そちらには学校の管理職の経験者が配置されております。主に現役の教職員に対しまして、さまざまな知識や経験あるいは指導方法、そういうものを伝えている、そういう役割を果たしているのが一つございます。

また特に幼稚園や保育園、やまとあけぼの学園などの就学前の期間と小学校をつなぐという場面におきましては、教育委員会に巡回指導員を配置してございまして、臨床心理士や特別支援教育士という専門性を生かしながら支援をしております。そういう中で、つなぐことを意識しながら、保護者の気持ちに寄り添いながら、子供たちがどのような学びの場、あるいは環境が望ましいのか、そういうのを意識しながら市長部局とも連携を図りながら進めております。今先進的な事例も幾つか御紹介いただきましたので、そこでの取り組みなども参考にしながら、さらにつなぐということ意識して研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 湖南省でさまざま伺った話の中で、湖南省はこの発達障害への支援、取り組みが非常に、システムを確立したぐらいですので非常に有名でして、さまざまな自治体が視察調査に訪れるそうでありますけれども、やはりその中で各自治体の関係者が異口同音に言っていることが、やはりこの福祉分野と、それから教育委員会との連携がなかなか難しい、これが課題になっている。そういう中で、この湖南省の発達支援シ

システムが非常に有益である、このような評価がなされているということでありました。

こういう課題を解消するためにも、具体的にさまざま既に福祉部の中で複数の課がまたがっている、また子ども生活部の中でもかかわっておりますさまざまな分野での発達相談支援と、また教育委員会が進める取り組み等をいかにつなげていくのか。またゴールとして、その就労までを見越した支援を継続していくのか、これが大きな課題でありまして、そのためにもこの発達相談支援センターのような機能を持った施設なり場所が必要ではないかということでお尋ねしたかったわけですが、先ほど福祉部長から、この点について非常に、なかなかそこまで視野に入らないと、現状は難しいんだということでお答えをいただいたところであります。

しかし一方で、まあ繰り返しになりますけれども、そのような課題があり、また先ほどの市長の御答弁では、関係各課の支援状況やまた課題について、ヒアリング調査は初めているという御答弁でありましたので、私としては具体的にこの先進市が取り組んでいる発達相談、支援センターのような機能、役割をイメージしつつ、現状の課題や状況等について、またどういう機能、役割が必要なのか、求められてるのか、このような視点で調査に入らせていただいているというふうには私は受けとめたんですが、再度この点についての御認識を伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在庁内で、やはり発達障害の方への支援ということで、支援する側が課題を共有してライフステージを通した一環した支援を行うための支援体制を、どのように構築するかということのそれをまず検討しようということで調査をさせていただいております。調査対象といたしましては、先ほど来申し上げました福祉部以外の子ども生活部と学校教育部を含めた関係課でございます。調査の内容といたしましては、現状の支援の問題点や課題を把握する。それから家族に対する現状と問題と課題を把握する。それから支援する側のほうの連携の現状や問題点、それから課題。それからやはり発達障害のある方に対して、乳幼児期から就労期までのライフステージを通した一貫した支援をしていくには、どうしたらよいかというようなことでの各課での担当の方のお考えを聞くというようなことで、現在調査をしているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） そういう課題を認識しつつ、調査をされていくと結論がおのずと出てくるのかなというふうにも受けとめさせていただきました。やはりこの先進自治体とか、また特にこの湖南市において痛感いたしましたのは、やはりこのような施策をシステムとして確立をし、また市民に広く定着をさせていくということについては、まあ一筋縄ではいかない、やはり相当の積み上げ、長い歴史があってそうなってるんだなということを改めて実感をしていただきまして、そのような行政のリーダーの情熱ですとか、担当部職員の情熱等も、当然のことながら必要になってくるわけでございます。

市長にこの点についての御認識を伺いたい前に、少しだけこの湖南市で伺ってきたお話を紹介したいと思っておりますけれども、湖南市では糸賀一雄先生という方が、この障害児教育の祖というんでしょうか、日本の障害児教育の礎を築かれた方が、ここに近江学園という障害者の生活施設を建設したことで、この地域に障害者支援、発達支援についての大きな意識づけが行われてきた長い歴史があるということでもございました。

この糸賀一雄先生の少しこの思想というものをちょっとだけ紹介したいと思うんですが、このように言われております。

人は人と生まれて人間となる。その人間というのは、人と人の間柄と書く。単なる人、個体ではありません。それは社会的存在であるということの意味している。関係的存在であるということの意味している。人間関係こそが人間の存在の根拠なんだということ、間柄を持っているということに、人間の存在の価値があるという

ことです。その社会的な存在になっていく道行というものを私たちは問題にしなければなりません。それを教育というのです。そして、この子らはどんな重い障害を持っていても、誰と取りかえることもできない個性的な自己実現をしているものなのである。人間と生まれて、その人なりの人間となっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。私たちの願いは、重症な障害を持ったこの子らも、立派な生産者であるということ認め合える社会をつくらうということである。この子らに世の光を当ててやろうという哀れみの政策を求めているのではなく、この子らがみずから輝く素材そのものであるから、いよいよ磨きをかけて輝かそうというのである。この子らを世の光にである。この子らが生まれながらにして持っている人格、発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということなのである。

このような思想、哲学を持って、この発達障害者支援に取り組まれてきた方がいる地域であるからこそ、このようなシステムが確立されていったというようなお話も伺ったところでございます。いずれにいたしましても、物事をつくり上げるにはやはり人間の熱意、情熱が欠かせないものであるかと思っておりますけれども、この発達支援についての尾崎市長の情熱、また認識等についてお尋ねをしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 発達障害ということで、これ今までの話も含めてでございますけれども、乳幼児の時期から、そして就学、そして就労ということで、その人の一生にわたってと言ってもオーバーではないかなというふうに思いますが、そういった中で私ども東大和市としてどのような形でかかわっていただけるかということでございますけれども、各課、関係する課もそうですけれども、それから外部の組織とか、そういうふうなつながりというか、システムをどうつくっていくかということが大切かなというふうには思っているわけですが、そういった意味では地域ケアシステムも同じような、もっと広い範囲なのかなというふうに思っております。そういった意味で地域ケアシステムを含めて、その中に位置づけてもおかしくないようなシステムになるのかなというふうに思っておりますけれども、非常に広い範囲で、広い組織、そして人がうまく有機的につながっていかないとだめだということになるかなと思っております。そういった意味では、市役所がそれをうまくコーディネートしていく、その能力がこれからは大切になってくるんだらうなというふうに思っております。そういった意味で、市の職員もそうですけれども、それ以外の人、市民の方、そして私自身も、これからそんな方向で勉強して、しっかりとしたシステムをつくっていく必要があるかなというふうには思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） ぜひ、市長の情熱を傾けていただいて、施策の充実、強化を進めていただければと思います。

最後に、学校校舎のトイレ改修について伺います。

大規模改修については、四小と二小の改修以降、行われていないということでありましたけれども、この便器の洋式化等の一部改修についてはどのような状況になっておりますでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 洋式化についてでございますが、学校の修繕もしくは便器等の故障の際に、現状、既存で和式の便器だったものは洋式便器に取りかえるように行っております。また既に終わっております体育館の耐震補強工事の際には、関係する箇所に関しましては和式から洋式に変更いたしました。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今御紹介いただきましたように、体育館の耐震工事に合わせてトイレ改修を行っていただきまして、やはりこれは避難所として活用する場所でもありますので、大変に子供たちのみならず父兄の

方にも喜んでいただけてるんじゃないかなというふうに評価しております。

そういう中で、この耐震工事が終わった段階で計画的にトイレ改修を進めていきたい、大規模改修を進めていきたいというような、これまでの方針でありました。当然これについてはしっかりと計画を策定をしながら、またやはり現場からは、いつまで待てばこの大規模改修が行われるのかということが見えない中で、どのような対応をしていけばいいのかということについての不安の声も上がってるようでございますので、この計画的な大規模改修と、それから先ほど御紹介いただきましたような和式を洋式に変更するような一部のトイレ改修等、いかに並行して進めていくのかということが大事な課題であるかと思っておりますけれども、この点について今、教育委員会のほうではどのような方針、考えを持っていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校のトイレにつきましては、教育委員会としましても大変切実な問題だと捉えております。こうした中、先ほど答弁にもございましたように、現在は校舎外壁改修工事に今年度から5校着手しております。その非構造部材の耐震化、そちらがめどがつく、そういう段階になったときに改めて計画的にトイレの改修についても検討していきたいと、そういう考えでございます。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** ですから、その大規模改修の計画的な実施とあわせて、その既に対応していただいている小規模改修ですね、和式の洋式化、これをいかに並行してやっていく考えかということについてお尋ねしております。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** トイレの問題については、大規模改修まで何もしないということではなくて、やはり現実的な対応を求められてると考えております。先ほど紹介がありましたような学校の設備工事などをする際、それを特に意識してトイレの環境についても改善に努めていく、そういう現実的な対応は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** まあとにかく、私からしますと過去の一般質問の中で、この耐震工事が終わった後に計画的に進めていきたいということを期待をしておりましたけれども、一方でまた非構造部材を進めなければいけない、これも当然理解をしておりますので、計画的な改修、方針はしっかりと堅持しつつ、一方で現場の課題、ニーズというのは厳然とあるわけですので、しっかりと現場の要望を踏まえつつ、一部改修も並行して進めていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○**議長（尾崎信夫君）** 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 開議

○**議長（尾崎信夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 西川 洋 一 君

○**議長（尾崎信夫君）** 次に、2番、西川洋一議員を指名いたします。

[2番 西川洋一君 登壇]

○**2番（西川洋一君）** 一般質問をします。

初めが、子ども・子育てについてです。

これはこの議会に、この関係の条例も提出されているわけですが、そして来年4月実施ということで準備が始められてるということです。この問題については、前回の議会でも取り上げましたけれど、私は制度的に子ども・子育て支援制度は後退するんじゃないかというふうに見ています。ただこれまでの市の答弁では、現状から後退することはないというふうにしたしか答弁されておりましたので、そこは信じたいと思います。

そして、この項目の②のところでも書いてありますけれど、「すくすくジャパン！」ですか、そのパンフレットの中では、「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」というふうに、その目標が書いてありますので、そのような制度になることを強く望みながら、この問題について質問をしたいと思います。

①今年度、認可保育園が新設され、これは4月1日、開園ということで101名の定員増でしたか——が新設されて、まあそういう意味では市も保育施策については一定の頑張りを見せてるというふうには言えると思います。定員の増加となりました。しかし、保育需要は引き続き増加しています。私はそう思ってます。子ども・子育て支援ニーズ調査からも明らかです。その後の待機児数の状況について、また対策について伺うものです。

まあ対策について伺うといいましても、今回この議会が終了後に、東大和市子ども・子育て支援計画（中間報告）が説明されるということですので、あらかじめそういう説明を聞いてから、この質問をすればよかったのかもしれないんですけど、まあちょっと手順が違ってるようですけども、いずれにしても今この場ではそうした質問をしたいと思います。

その後の待機児数の状況について、また対策について伺うものです。

②子ども・子育て新制度の平成27年4月本格実施に向けて準備が行われています。新制度については、保育所設置基準、公定価格等多数の問題点が指摘されています。「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という制度となるよう、これら問題点を解決することが必要です。市の対策を伺います。

これまで認可保育所、それに対して認可外保育所という言い方がありました。認可保育所については16園ありまして、それを除く保育所については認可外、つまり国の基準、設置基準を満たしていない、そういう保育所に対して認可外という名称がされてたと思いますけれど、これが今度は条例によって認可基準の中に入るといったことはどうなるのでしょうか。一方で設備、保育所の人数等、充実した保育所とそうでない保育所ができて、違う保育所において子供たちが保育される。つまり、ここでは差が出てしまうんじゃないか、どの子どもも同じような保育が必要だと思いますけれど、こうした問題点もあります。こうしたことに対する改善のための市の対策を伺うものです。

③保育園入所待機児の解消は認可保育園の増設によって行うべきですが、どうでしょうか。

④放課後児童クラブ（学童保育）の計画について伺います。

⑤新制度実施のための財源として、消費税率を10%にして、その増収分の一部を充てるという計画になっています。市として、消費税でない財源確保を国に要望すべきではありませんか。

これが1のところの質問です。

2つ目は、自然再生エネルギー活用施策の推進の問題です。

この件では、これまでも何回も取り上げてきましたが、市は自然再生エネルギー活用の必要性を認めている

ところですが、一向に進展が見られません。どうなってるのかなというふうに思うわけです。やはり私は、ここにも書きましたように、福島原発事故は発生以来3年5カ月がたちましたが、いまだに解決をしていません。避難者の帰還はならず、放射能汚染は放出し続けている状況です。一たび原発事故が発生すれば、取り返しのつかないことになることが示されました。やはりこの認識をしっかりと持った上で、国に原発ゼロの施策を要求するとともに、国任せでなくて、やはり市としてもしかるべきエネルギー対策をきちんとしていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。この辺の認識をしっかりと、やはりしなきゃいけないと思うんです。といいますのは、これまで福島においてだって安全だということで進められてきていて、実際大きな災害がありました。そしたら想定外ということで責任を逃れる。責任逃れる人はそれでいいかもしれないけど、実際そこで被害を受けた人は大変なわけですよ。ですから、この認識をしっかりとした上で原発ゼロへの施策を国に求める。そして市としても対策を立てるべきというふうに思います。

①原発ゼロのエネルギー政策への転換を国に求めるとともに、地方自治体でもエネルギー対策を推進すべきですが、いかがですか。

まあこう言いますと、エネルギー対策という意味では、一つはやってることもあるわけですよ。いわゆる省エネ対策です。これは一生懸命されてるというふうに見受けられます。昼休み電気を消して、暗い中で職員が食事をとるなんていうのはちょっと問題があるかと思いますが、まあそうした努力もしている。省エネのための努力はしているということだと思いますが、新たに電気をつくる、あるいは自然エネルギーを活用するという点では、もう一歩強く施策を進めていただきたいというふうに思うわけです。

②市は自然再生エネルギーの活用を認めているところです。太陽光発電等自然再生エネルギー利用機器等設置に助成制度の創設を求めます。いかがですか。

3つ目が、平和の問題です。

この点では、①では安倍内閣は、現憲法のもとで集団的自衛権を行使できるとの閣議決定を行いました。日本が直接攻撃を受けなくとも、他国で武力行使（戦争）を行うことに道を開きました。そのことに関して、市長の見解を伺います。平和都市宣言をした自治体の長として、「閣議決定」の撤回を求めるべきではありませんかというところですが、これまで戦後、60年以上にわたって憲法解釈は外国での武力行使は認めてまいりませんでした。それを憲法を変えずに、そういうことに道を開いたということに閣議決定はなりました。戦争は国民個人個人が行うのではなくて、政府の決定によって政府が行うものです。そういうところに政府が判断することに道を開いたということで、大変重要なときに今きている。戦争か平和かの今後の方向について、どちらの道を進むのか、そのことが今問われているのではないかというふうに思います。市長には、ぜひ閣議決定撤回を求める行動の先頭に立ってほしいと思います。

②7月19日、オスプレイが横田に飛来しました。沖縄の基地負担軽減と称して、本土での訓練を強化するものです。沖縄の基地被害を日本全国に広げるものです。市の対応をお伺いするものです。

オスプレイは、まあ攻撃機、攻撃輸送機と言っていいと思います。しかも、その構造上、大変危険なものだというふうに私は認識しております。普通のヘリコプターの場合には、エンジンがとまった場合には、回転する羽根、ローターが自動で回転して一気に墜落することはありません。いわゆるオートローテーション機能と呼ばれてるものでしょうか。ところがオスプレイは双発です。片方のエンジンがとまれば、たちどころにバランスを崩して落下する。そしてまたプロペラ、回転翼はついておりますけれども、エンジンをとめて、この自動回転で機体を維持する能力はないと指摘されております。まさにエンジントラブルが起これば、そのまま事

故に直結する。これまでも、そうした事故が何回も報道されているというふうに思います。そしてまたアメリカ本国においては、人口密集地においてはこうした飛行機は飛ばない、まあ広い地域ですからね。飛ばないと言われていています。日本では横田、普天間にしても、人口密集地の上です。こういうところに飛来することは、断固反対していただきたいと思います。沖縄の基地負担を軽減すると言いながら、実際にはそうになっていないのが現状ではないかと私は認識しております。

以上、お伺いするものです。再質問については、自席で行います。よろしく申し上げます。

〔2 番 西川洋一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、子ども・子育てについてであります。待機児童の状況及び対策につきましては、待機児童数は平成26年4月1日時点では、新定義で14人、旧定義で68人でありました。最新の待機児童数につきましては、新定義の数字は4月1日のものが最新のものでありますが、旧定義の数字といたしましては、平成26年9月1日現在で122人となっております。これは平成25年同期の218人と比べ96人減となっております。現在の待機児童対策といたしましては、平成27年4月に向けテマリ保育園の建て替え並びに本定例会初日に議決をいただきました補正によりまして、紫水保育園の増築に伴う定員拡大を図り、待機児童解消に努めているところであります。

次に、新制度における保育所設置基準や公定価格等についてであります。本制度は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき実施される子ども・子育て支援に関する新しい制度であります。平成27年4月から全国で一斉に開始されるものであり、制度設計は国においてなされております。新制度におきましては、国や東京都と協議等を重ねながら、全ての家庭で子供を安心して産み育てることができるよう、市として対応してまいりたいと考えております。

次に、保育園入所待機児の解消における認可保育園の増設についてであります。当市におきましては積極的に民間保育園の施設整備を進めてまいりました。市内には、公立、私立を合わせて16園の保育園が設置されておりますが、定員の拡大は一定の進展を見てきておりますので、市の人口規模や面積、少子化の状況等を考慮し、現在は新たな保育園の増設等は考えておりません。既存保育園の建て替え並びに増築に伴う定員拡大により、待機児童解消に努めているところであります。

次に、放課後児童クラブ、学童保育の計画についてであります。市では放課後の児童の安全確保と健全育成のために、学童保育所を運営しております。子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の基準が国から示され、学童保育所の対象児童が小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童に変更されることから、学童保育所の利用ニーズに合った運営方法を検討してまいりたいと考えております。また平成26年8月に、国から放課後子ども総合プランとして、共稼ぎ家庭等の小1の壁を打破するとともに、次世代を担う人材育成をするため、全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとの趣旨が示されました。今後、当市の計画を策定することが求められる見込みですが、スケジュールがまだ未定のため、国や東京都の動向や情報を注視してまいりたいと考えております。

次に、新制度の財源についてであります。平成24年8月に社会保障と税の一体改革関連法、8法案が成立し、子ども・子育て支援にも消費税の増税分を活用することとされました。新制度の量的拡大、質的向上に当

たっては、市の一般財源に負担のかかることのないよう、今後とも多摩地域の自治体で協働して、東京都を通じ国に要望していくとともに、国の財源確保策について今後とも注視してまいりたいと考えております。

次に、原発ゼロのエネルギー政策への転換を国に求めるとともに、地方自治体でもエネルギー対策を推進すべきについてであります。国内の原子力発電所は現在17カ所、48基ありますが、いずれの施設も稼働していない原発ゼロの状況にあります。原発再稼働に当たっては、原子力規制委員会による厳しい安全審査をクリアしなければならない状況であります。国へは市長会を通じ、中長期的なエネルギー政策のあり方について必要な措置を講ずるよう、要望しているところであります。また本市におけるエネルギーの施策といたしましては、東大和市環境基本計画におきまして地球温暖化防止対策の一環として再生可能エネルギーの検討を行い、まずは公共施設への導入を目指し、努力しているところであります。

次に、自然再生エネルギー利用機器等設置に対する助成制度の創設についてであります。現在太陽光発電などの自然再生エネルギー利用機器に対する助成制度は導入しておりませんが、太陽光発電の設置経費は、普及に伴い平成21年当時と比較して3割程度低下している状況にあります。低炭素社会の実現のためにも、効果的なものでありますことから、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、集団的自衛権の閣議決定についてであります。政府におきましては、この閣議決定を受けて関連法の整備を行っていくとしておりますので、今後の国会におけます法案の審議を見守りたいと考えております。

次に、オスプレイが横田基地に飛来することに対する市の対応についてであります。市では横田基地周辺市町基地対策連絡会の平成26年度の幹事市であります立川市に、情報提供を依頼することなどの情報収集に努めているところであります。今後も情報収集に努めるとともに、他市とも連携をとりながらオスプレイの対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番（西川洋一君） それでは、順次、再質問を行います。

保育所の定員はふやしたけれど、引き続き待機児がいる状況です。そして、この質問では待機児の状況について、また対策について伺いますと書いてありますけれど、現実には待機児になってる人はこうだと、だけでもニーズ調査から見ると、保育園は利用してないけれど、保育所を利用していないけれど、利用したいという質問に少なからぬ人が回答しております。そうしたことから入所希望者は潜在的に、これからどのくらい出ると見込まれておりますか。それに対する対策をお聞かせください。

○保育課長（宮鍋和志君） 入所希望者の潜在的ニーズということでございますが、現在ニーズ調査をもとに保育園の利用希望者の児童数を推計しておりますが、今月の17日に子ども・子育て支援会議がございまして、そちらのほうで最終的なものは承認される予定ですので、余り細かくは申し上げられませんが、待機児の見込みとしましては平成28年度が2,049人、29年度が2,042人、30年度が2,034人、31年度が2,025人。失礼しました。27年度が抜けておりました。27年度が2,047名、この程度、希望者がいるのではないかとということで、ニーズ調査から今導き出している状況でございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私の聞き方がまずかったせいか、潜在的にこういて、今言われた数字がありまして、それで現在の保育所の定員は1,900人ですね。ですから、その差額が待機児になるだろうというふうに見るのか、それから幼稚園もあります。幼稚園は3歳から就学時までということで、幼稚園まで入れると合計で3,511人

の定員となりますから、今述べられた潜在的な入所希望者、この数はそれより少ないから待機児はいないって見るのかどうなのか、その辺の関係を教えてください。

それから、それとの関係で今後の認可保育園を増設してくださいと私のほうでお願いしたことに対して、増築により定員数を拡大していきます。つまり、ここでは待機児がそれなりにいるので、きちんと認可保育所で対策を立てるようにしましょうという方針があるということの意味しているわけですけど、その関係について説明をお願いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、西川議員がおっしゃったように、現在の保育園の定員は1,900ということで、先ほど保育課長のほうから述べましたニーズ調査における今後の利用希望の数字とは乖離があるということでございますけれども、保育所の待機児童の今定義というのを、新定義を使ってるわけでございますけれども、その中で認可保育園に申し込んだけれども、ほかに入ってる場合にはその数を、人数を減らしたのが新定義の待機児ということでございますので、その中に認証保育所、それから家庭的保育事業、保育ママでございますけれども、それから認定こども園等々がございまして、そちらに行ってる方も除けるということございまして、そちらのほうの人数を入れますと約2,100ほどのキャパシティがあるということでございますので、来年度、今年度、テマリ保育園の改築、さらには先ほど市長のほうでも答弁いたしましたけれども、9月の補正予算で紫水保育園の増築の予算もいただいたところでございますので、それによりまして定員の増を図るということございまして、潜在的なニーズも含めた保育需要、保育所ですかね、保育園に入る需要につきましては吸収し切れるというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私、こういう計算をしてみました。現在、未就学児、ゼロ歳から5歳、未就学児という入学前ですから、これふえるかもしれませんが、おおむね4,500人ですよ。保育及び幼稚園の定員が、せんだって厚文に示された資料によって、それを全部足し算すると3,511人、これプラス、将来、テマリの建て替えによる増員、紫水の建て替えによる増員が見込まれるということで、それはちょっと数字がはっきりしないので後回しにして。そうしますと、未就学児というか、対象、ゼロ歳から5歳、4,500人引く定員3,511人は989人。この人が全部、保育園あるいは幼稚園へ入りたいということになったらこれだけ足らないということですね。だけどニーズ調査から見ると、利用していないが、あきがあれば、あきがないからということで入れない、あきがあれば入りたい。まあ複数回答の中ですけど、そこに答えた人、これが19.4%です。利用していないがあきがあれば入りたい、今は利用してない、入りたい。19.4%という数字を、先ほどの差の人数989人に掛けると191人と、こういう数字になるわけです。ですから、これだけの需要ニーズがあるかどうかは、もっと厳密に市の側、調べているでしょうけれど、まあそれくらいのニーズがあるんじゃないかというふうに思います。ですから、今後の保育計画、幼稚園も含めての計画を立てていく上で、ニーズについては過小に見積もらず、適正な見積もりをぜひしていただきたいというふうに思います。

そのほか、今考えますと、特に小さい子がいる若い世代というところ所得が低い、まあ実質所得が今減少の中、家族総働き、夫婦で働くのは当たり前という状況の中で、そういう状況にあるということを考えますと、さらに保育に対するニーズは高くなってくんじゃないかというふうに思いますので、その計画を立てる上では適切な見込みをしていただきたいと思います。まあこの議会が終わった後に中間報告、東大和の支援事業計画が、中間報告が発表されるわけで、そこにはそういうことが出てくるでしょうけども、細かいことはとにかく、そういう基本的なところの考え方についてお聞かせください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 西川議員がおっしゃったように、来年度からの支援事業計画につきましては、26日の最終日に全員協議会のほうで詳細に説明させていただきたいと思いますが、大卒で申し上げますと、まず計画の策定の趣旨がございまして、これは来年度、平成27年度から子ども・子育て支援の新制度がスタートするに当たりまして、市は質の高い幼児期の学校教育、保育、さらには地域の子ども・子育て支援の充実を図る。そのために、市は子ども・子育て支援事業計画を策定する義務を負うというところでございます。市はこの計画に基づきまして、教育、保育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりをします。さらには当市におけます教育、保育の利用状況を把握し、それに応えるだけの体制を確保するための計画をつくるということでございます。

それから計画の位置づけでございますけれども、昨年、平成25年8月から発足しております子ども・子育て支援会議の委員の皆様のご意見を聴取して作成してるところでございます。この計画は、市の総合計画を上位計画といたしまして、子ども・子育て支援分野の個別計画の位置づけでございます。それから計画の期間でございますけれども、平成27年度、平成27年の4月1日から平成31年度までの5年間でございます。計画策定の体制でございますけれども、まずは利用希望の把握調査、ニーズ調査を昨年、平成25年の10月に2,000世帯の保護者をお願いしたところでございます。これによりまして現在の利用状況と、これからの利用希望をお聞かせいただいたものでございます。それらをもとに、先ほど述べました子ども・子育て支援会議で審議、検討をいただいているところでございまして、全員協議会で御説明した後、10月上旬に市民の説明会を3回ほど開催する予定であります。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 質問項目の①は終わりです。

②へ行きます。

ここでは、いろいろ問題点があると言っておりますけれども、私は設置基準、認可、認可外の関係について改めて聞かしてもらいたいです。今、東大和市には厚生文教委員会に示された資料の中から、どういう保育所があるかというふうに言いますと、いわゆる認可保育所と言われているところが、公設、民設合わせて16園、定員が1,900人。認証保育所が2園、これが38人の定員。認可外保育園ということで250人の定員のところがあります。家庭福祉員、2カ所。認定こども園、2カ所ですね。あと一時保育とか病児保育ありますけど、それはちょっと除くとして。そのほかに保育でありませぬけれど、幼稚園ということですね。この保育所について、認可及び認可外ということで分けると、認証保育園、認可外保育園、これはまさに認可外保育園、家庭福祉員、認定こども園、これは認可外保育園と、保育所というふうに定義づけられるというふうに思いますが、それでいいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 認可保育園と言われるものの定義でございますが、国の認可保育所の設備運営の基準を満たして東京都の認定を受けた保育施設でございます。東京都の認可を受けた保育施設でございます。こちらにつきましては、東大和市内では16園のみとなっております。その他は認可外保育施設でございますが、その中に東京都の認証を受けたということで、認証保育所というのがございます。こちらについては2つでございます。そのほかに、こども学園というのがありまして、認可外保育施設ですが、都の認可外保育施設指導監督基準に該当する施設ということで、こども学園というのもございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 国の定めた設置基準に合致していない、その基準が満たされていないのが認可外保育所

ということでもいいですね。

○**保育課長（宮鍋和志君）**　そういうことでございます。国の認可保育所の設備、運営の基準を満たしたものが認可保育所ということでございます。

○**2番（西川洋一君）**　国の基準、それは施設の広さ、保育士や調理師や看護師等、職員の数、また食事、自分のところで調理できるかどうかなど、こういうものですね。これをそれぞれ満たしているのが認可保育所、それに対して東京都の認可でいう認証保育園は国の基準を満たしていないので、東京都の認可はあるが、これまでの説明によれば認可外保育所というふうに位置づけられるというふうに思います。それで、つまり認可保育所で全て保育できれば少なくともいいわけですね。でも、その国の決めた認可基準も、本当に子供たちをよりよい状況で育てていくには、もっと保育士さんの数が子供の数に比率して多いほうがいいということで、かつて東京都は国の基準を上回る保育士さんを配置するというを行いました。でも、その後それを減らしてきて、でも東大和市は引き続きふやした状態で認可保育園を運営しているというふうに私、認識しているんですけど、言うなら国基準より高い保育士さんの数で行ってると認識しているんですけど、それでいいですか。

○**保育課長（宮鍋和志君）**　今おっしゃられているとおりでございます。東大和市では、認可保育園について、1歳児でございますが、1歳児の保育士の配置基準を、国基準は6対1でございますが、東大和市については5対1ということをお願いしてございます。理由は、こういうことになっております。東京都は以前、保育所を国基準以上に引き上げたことがございます。東京都の保育所運営補助要綱ということに基づき引き上げたことがありました。東大和市も、当時それに倣いました。その後、東京都はその基準を引き下げておりますが、東大和市につきましては引き続き、支弁要綱の中で引き続き5対1をお願いしますということをお願いしてございます。

以上でございます。

○**2番（西川洋一君）**　そういう意味では、東大和は頑張ってる。ねえ市長、そういうことですね。というふうに言えるんじゃないかというふうに思いますが、ただその認可保育所だけでは足りないの、それ以上に保育要求があるから、いわゆる保育所が生まれる。実際に保育所が生まれて、一定の市の補助なども出すようにするけれども、いわゆる国基準、認可の関係でいえば東大和の基準よりも低い保育所ができる。そういうところに預ける、預けざるを得ない状況があるということですよ。

私はちょっと、こう言うとね、その認可外保育所がだめだというふうに関こえてもらっちゃうと困るんですけど、そこはそこで一生懸命やっていると前を前提でしたいと思います。

そういう差がある状況の中で、子供たちが保育されているという状況ですよ。ですから、これは、これを改善するにはどうしたらいいか。低い方を上に上げる、これが普通ですよ。現状に合わせて、規則を低いほうに合わせるんじゃなくて、現状が低いところを上に押し上げて改善する。このことが、今度の子ども・子育て支援の基本的な考え方になっているんじゃないかというふうに読みたいんですけど。というのは、子ども・子育て支援の意義のポイントというところでいろいろ書いてありますけど、いいところを読むと、障害、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含め、全ての子供や子育て家庭を対象とし、一人一人の子供の健やかな育ちを等しく保障することを目指すと書いてありますよね。まあ余りよくないところもありますけど。

それから地域型保育事業の認可基準についてというところでも、例えば言葉はあれですけど、小規模保育事

業のB型というのがあるんですけど、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、さらに質を高めていくこととする。こういうことも書いてあるんですよ。B型ってところを見ますと、子供の数に対して保育士さんの数は2分の1以上、A型は全員保育士、こういうふうに基準があるわけです。ですから、この認可及び認可外という考え方は、市の保育施策からすれば全て認可という方向に持っていくこと、このことが本来進めるべき保育施策ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） この新しい子ども・子育て支援法の中で、一番大きな問題というのが、やはり将来的に人口が減少する、子供が少ない、その中でどういうふうなことをやっていけばいいのかと。まあ十数年前からエンゼルプランとか新エンゼルプランとか、いろいろなことを国も打ってきたところでございますけれども、やはりそれなりの効果はあったということでございますけれども、抜本的な解決にはなっていないところがございます。そんな中で、やはり保護者の方が子供を産み育てて、それから外に出て新たに労働力として、家庭にいるお母さんたちの力も求められているところの中にありまして、やはり認可の保育所だけでは限界があるというところで、待機児童を解消するというところを、まずは一番に挙げてるところでございまして、その中で保育の場をふやして待機児童を減らすというのが国の大きな目標だったと思っております。その中で、それぞれ施設によって基準が異なるというのは、やはり大きなところはスケールメリットもあるだろうし、場所的にも、施設の、さらには人的なメリットもあるだろうし、さらには小規模の保育で、またそれなりのメリットもあるというところで、その辺は選択肢もふえるといった中で、保育所、保育園以外でも子供を預ける場を、認可の基準をつくりまして、その中で子供を安全安心に保育していくという場所をふやすというのが、今回の新たな制度だというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私は今「すくすくジャパン！」で、国が説明しているところのいいところを読み上げたということになるんでしょうかね。制度的には、認可外保育所が、今部長から説明がありましたように、地域型保育事業の中の小規模保育事業ということで、国の認可水準に達しない現在の保育所も、条例において認可していく。そのことで、あなたのところも、これまでは認可外保育所と言われてたけども、あなたのところもこれからは認可保育所ですよということになるということですよ。やはり私はここは、できれば国基準に基づく小規模保育も行ってほしいというふうに思うわけで、制度の上でもそうした決めをつくってほしいというふうに思います。

それで、今回幼稚園長会の方から要望書が各議員にも配られました。その中からちょっと文章を読み上げますと、その前文のところ、「また現在保育園では、緩和策がとられ、園庭がなかったり狭かったり、保育室が狭かったり、保育者が無資格な場合があります。ぜひ緩和でなく、幼稚園の預かり保育を周知させることや、質のよい教員を確保できるように、質を改善する方策を後回しにせず支援をお願いいたします。」という文章があるんですね。これは幼稚園長会のほうですから、幼稚園はきちんとした基準どおりやっていますよということで、やはり保育園のほうもそうした基準どおりやる必要があるんじゃないかというふうに、私はこの文書を受けとめたんですね。同時に、幼稚園に対してもきちんとした必要な応援もお願いしますというふうに、この点では受けとめたわけです。やはりその緩和策の中で、園庭がなかったり狭かったり、保育室が狭かったり、保育者が無資格な場合というふうに指摘されている、この現実やはり改善する必要があると私は思います。

そうですね、もう一つは、この幼稚園長会の要望書の中から、「新制度では市町村は住民ニーズ等を踏まえ、保育のみならず幼児教育も含め提供体制を整備するために、子ども・子育て支援事業計画を作成し、これに基

づき必要な給付を行うことが義務づけられます。現在市町村から保育所の利用者に対しては、国の基準を上回る市町村独自の財政支援が行われていますが、幼・保を通じて給付等を市町村が一元的に担うという新制度の趣旨に照らし、こうした財政支援が幼・保を通じて公平に行われるようにしてください。」。これは幼稚園長会からの要望ですので幼稚園に焦点が上がってますけれど、でも保育園のことについても触れてるってことで、今回、私この文書を取り上げましたけれど、この中でも言われてるのは、やはり質の向上ということが指摘されているんじゃないかというふうに思いますので、市もそういうことの上で保育施策を進めていただきたいと思えます。

それから、次の質問は問題点の中の1つの保育料の問題です。ほかの自治体の中には、保育料引き上げという話もあるところもあるようではございますけれども、現在公定価格というのが発表されてきているわけで、東大和市では保育料の引き上げはあるのかないのか、これはこれまではないというふうに聞いてるんですが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 基本的には、現行の保育料の水準と同じぐらいに設定していきたいというふうに考えております。ただし、新しい制度から、現在は保育料の算定のベースが、前年分の所得税を算定にしておりましたが、今度は市町村民税をベースとして算定するというところでございますので、その辺で多少のずれはあるかもしれませんが、多少上がる方、多少下がる方が、その税額で線引きをすることで出てくるかもしれませんが、基本的には現状の保育料水準を維持していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） まあ引き上げにならないようにお願いします。

③では認可保育園の増設によって待機児解消を行うべきというところですが、この点では私は認可外保育所における死亡事故の発生率が、認可保育所よりも多いということを指摘をしなければいけないと思えます。またこれ言うと、東大和の認可外保育所が死亡事故があるんだみたいで、変にとられてもらっては困るんですけど、全国的な統計の中からそのようなことがされているということですね。つまり、やはり保育士さんの数にしても、設備にしても、きちんとした設備、つまり認可保育園による待機児の解消が必要だということを言いたいわけです。この点で、市はこの認可外保育施設における死亡事故の発生率、認可保育所と比べて多いということを、前回もたしか6月議会でも聞きましたけど、改めて聞かしてもらいたいと思えます。2014年1月31日の読売新聞では、その差が24.8倍もあるというふうに報道されています。市はどのようにつかんでおられるでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 事故の数でございます。厚生労働省の発表してる数字を見てまいりました。25年1月1日から12月31日の1年間でございました。認可保育園のほうは、負傷が135人、死亡が4人ということでございます。合計で139人でございます。認可外が、負傷が8人、死亡が15人、23人ということでございませうかね。それで児童数が、認可のほうは221万9,581人、認可外のほうは18万4,959人でございます。死亡、負傷の合計を人数で割りますと、確かに倍率は出てきます。認可のほうは139人割る児童数の221万9,581人で割りますと、率にしますと0.006%の事故率です。認可外のほうは23人を、児童数の18万4,959人で割りますと0.124%です。単純に計算して20倍強の開きがあるということになります。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今後の待機児解消や、それから保育所入所希望者数の増、これにどう対応するかという

点では、認可保育所の増設、まあこれは新しい園をつくるという場合と増築による定員増、いずれにしても認可保育所の定員をふやすということで、努力をお願いしたいと思います。

それから認可外保育所に対して、これから条例では、基準に達してなくても基準以内ということで認可になっていくわけですが、こうした保育所に対しての水準引き上げ、これは市の責務として、責任として、児童福祉法第24条の1項の立場で進める必要があるというふうに思います。いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 認可保育園以外、今、認可外施設と言われてる中で、今後は、今回本定例会で条例制定の上程をしております第40号議案で、地域型保育の認可というところを上程してるところでございます。これにつきましては小規模保育所とか、それから保育ママ、それからベビーシッター、それから事業所内保育所等の認可の基準を市がつくるということでございます。これにつきまして、この施設については、国がこういう基準でやらなければならないという基準はクリアしています。参酌しなければならないという基準はクリアしておりますので、市としては国が示している基準以上のものを、独自に決めている項目もございまして、国が示している基準以上の施設にはなろうかと思っております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 保育士数、施設の面積、園庭、食事の設備等、現在の認可保育園の水準、あるいはそれ以上になるように努力していただきたいと思っております。

④では放課後児童クラブ、学童保育の件です。ここでは対象が、これまで小学3年生までだったのが6年生までということで、人数がかなりふえるんじゃないかと思っております。その見込みと、それから今後施設整備、そしてまた学童保育指導員の処遇の改善、これをどのように考えてるかお聞かせください。

○青少年課長（中村 修君） 児童・生徒の増につきましては、平成26年度、5月に小学校を通じまして、1年生から5年生までの保護者へのアンケートを実施いたしました。その推計によりまして、4年生から6年生までの児童につきましては200名ほどの増になるかと推測しております。全体的には、定数が750人に対しまして850人ほどになると推計しております。100名ほどオーバーするのではないかなというふうに推計しております。

また施設整備についてですが、既存の施設を活用しまして実施していきたいと考えております。備品等につきましては、4年生から6年生の体型に合わせました机ですとか椅子を整備しなくてはならないと考えております。また国、東京都から補助等を、今現在確認しているところがございますので、今後また国や都の動向や情報を注視してまいりたいと考えております。

学童指導員の待遇につきましては、現在、指導員につきましては11学童保育所で22名の指導員が勤務に当たっております。週30時間以内の勤務体制をとっておりますが、今後、高学年の児童がふえることによって、児童の指導体制が変わってくるものと考えております。それにつきまして、指導員等の人数をふやして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） まあ予測としては、現在よりも100人ほどふえる学童保育対象者に対して、机、椅子等、また学童保育指導員の人数増など、財政措置が必要だということで、これは国・都の今後の状況を見るということで、まあお金がかかるということですね。

それで⑤ですけれども……

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（西川洋一君） ちょっと訂正しておきます。

先ほど東大和にある保育園の中で、認定こども園、2カ所と言ったようですけど、1カ所でした。訂正してください。

この項の最後のところは、消費税のところですね。この計画は、消費税が10%に上がったら、そのうちの一部、7,000億円を財源に充てるとされておりますが、私は消費税10%、上げるの反対の立場ですから、これは私の立場からいうと財源がなくなる方向になります。やはり市民の暮らし向き考えると消費税10%は、引き上げは絶対阻止しなければならないと思ってます。それにかわる子ども・子育ての財源をきちんととるべきだということを私は思います。この点については、国に要望してるということですので、財源問題ですね、引き続き要求していただきたいと思います。

それで、この子ども・子育ての項目で、最後に述べておきたいと思いますのは、子ども権利条約というものの中で次のような文章がありました。「締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。」という文言があります。この子ども権利条約は、日本もこれを批准してるんじゃないかというふうに思いますけれど、この立場から考えると、現在の認可基準を現状の水準に合わせて、つまり緩和して待機児解消を図るという方向でなくて、少なくとも国基準、そしてそれ以上へという方向に今後の施策をとっていただくように要望したいと思います。

よろしくをお願いします。

次は、自然再生エネルギー活用施策の推進の問題です。

8月18日から19日にかけて、東大和にありますグループ、「さよなら原発東大和」というグループが、原発20キロ圏視察ツアーというのを行いました。このツアーは、いわき市、広野町、楡葉町、富岡町と被災現場をめぐるコースでした。現在、津波によって駅の形がないけれど、JR富岡駅付近まで行っただ。ここは事故のあった場所から直線距離で10キロの場所です。空間線量が0.9マイクロシーベルトということで、放射能測定器が鳴りっ放しと。それでもガイドさんが、「ここはすぐ通り抜けますから」ということで、まあそうしながら見てきたということですね。バスの中からは、山積みされた放射能汚染廃棄物があちこちに見受けられたという状況で、それぞれ各戸は、家は除染作業が行われているので、まあ私に話してくれた人は、家はびかびか、周りは草ぼうぼう、こういうような表現をしておりましたけれど、要するに除染作業をして家はそうなるって周辺は手つかず。この説明した方は、どの家にも泥棒が入ってるという説明だったようです。3年5カ月たった現在でもこういう状況で、この説明の中では、誰も住んでいない強制避難区域は、その面積は1,100平方キロメートルということで、東京都の面積の2分の1に相当するというような状況という話でした。

また同じ説明の中では、生活手段を奪われて、人生を根本から狂わされた避難者、自主避難者も含むそうですけれども、16万3,000人いたものが、現在では13万人に減少したとはいえ、その大多数の人々が家族そろって住める家もなく、いつ終止符が打てるのか展望もない過酷な避難生活を続け、家族の7割が心身の不調を訴えている。アルコール依存症の増加も指摘されている。そしてまたこれらの町民を支える自治体の職員はみずからも被災者で、15%の職員が、これ大鬱病性障害というんでしょうかね——と診断されている、そういう

自治体もあるということで、引き続き命を落とす人々が、月ごとに関連死の方がふえてきている。これだけ、一たび事故が起これば、大変な事態で取り返しがつかない。このことを認識した上で、これは国の施策だとお任せすることなく、一地方自治体でも、このエネルギー問題に真剣に取り組んで、ではうちの自治体では何ができるのかというところで、真剣に取り組んでいく必要があるんじゃないかと。そういうふう考えた場合、先ほども述べましたけれど、省エネということでは努力して、このことは日本全体でも努力し、個々の自治体も努力しということで、日本全体では大きな成果を上げてるといふふうに言われています。

それでもう一方の自然再生エネルギーへの取り組み、このことも進みつつあると。市はちょっとこっち、東大和市はちょっと脇置いて、全体では進みつつあるというふうには私に言えると思います。市の対応はとにかく、東大和市民は、これは前回6月の議会での質問では、東京都や国からの補助金がなくなったけれども、24年度から25年度、その太陽光発電設置の数を比べると、これは東京電力の調べですね。東京電力が電気を買っている件数、1年間で161件ふえてると。市民の中には、そうした意欲、自然再生エネルギーへ向かっていく意欲というのがあるということが示されたと思います。ついては、東大和市は、私がこの質問をしてからかなり検討を続けてきておられるわけで、そろそろ検討成果が目に見えてきてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○環境部長（田口茂夫君） 議員のほうから御質問いただきまして、年数がたっているというのは我々も認識はしております。ただ期限を区切って検討しているというよりも、どちらかという国においても、また東京都においても、それぞれの時々によりまして施策、新しい施策も含めてでございますが、発表などがされておまして、そういったことも含めて情報収集に努めているとともに、他市の動向なども見させていただいております。前回の議会でもお話をさせていただいておりますが、青梅市においては、この助成制度を廃止しているというような動向等も情報としてつかんでいるわけでございます。また市の施策の決定におきましては、それぞれのタイミングというものがあろうかというふうに考えておりますので、東京都におきましても知事がかわって、自然再生エネルギーにつきましての導入につきましても積極的な動きをしていくというふうな情報もございまして、引き続きそういった情報の収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 26市の状況を話す場合はね、これまで実施していたところが実施なくなりましたってことを前面に出すと、何か全体として自然再生エネルギーから手を引いているのかなというふうに思えちゃうんですけど、実際はやってるほうが多いわけですね。やってないほうが少ないんです。そこのところはやはり明確にして、東大和は特におくれてるといふことでので挽回をしてもらいたいと思うんです。

それで、原発に依拠していて、これまでも安全だと言われてたけども、想定を超える津波、地震で大きな事故が起こって、東電は私の責任じゃないって逃げると。それで、これからまた新たにつくろうという動きがあるというそういう状況の中で、やはりこの状況から脱却していくことが何としても求められてると私は思うんですよね。一つの自治体の努力は小さいかもしれないけれど、全ての自治体でそれをやれば大きな力になるというふうに思うんです。

ある報道によれば、現在の福島事故、これを、この事故コストには11兆円もかかるという報道もありますし、そしてまた読売新聞の8月22日付では、賠償金のために政府は東電に175億円交付したと。これによって資金の受け取りは31回目で、総額は4兆2,671億円となりましたというふう書いてあります。これらの費用は国が出すのが一つ、これは国が出す、つまり税金、皆さんのお金。それからもう一つは、電気料金に乗せる。

結局、国民負担で、東電に投資していた企業、銀行、投資家、その責任は問われない、こういう事態が続いている。このことを今後も続けさせていいのか。やはり原発からの脱却、そして市もできる自然再生エネルギーへの努力、これを真剣に取り組んでいくべきだというふうに思います。

東大和市は実に、私は消極的だというふうに言わざるを得ません。ただ、新しい公共施設をつくるときに、給食センターですか、その屋根に太陽光発電をつけると、まあこういうのはありますけどね、極めてこの消極的な態度を改めてほしいと思うんですが、市長どうでしょうか。改めてくれますか。

○副市長（小島昇公君） たびたび御質問をいただいております、余り進まないということで恐縮でございますが、市としては基本的に再生エネルギーが大切だという認識を強く持っております。そして事故が起きる前から、やはり資源のない日本においては、そこを活用すべきだという認識は当然でございます。そうした中で、まず今お話ございましたように、公共施設ですね、おくれればながら公共施設への導入をまず始めたいというふうに考えております。その成果を見ながら、引き続き他の施策、どうというのが市として打てるのかということも、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 公共施設への設置ということでも進めていくというのは、これは大事なことでぜひやってほしいんですが、給食センターの話は、私、聞いておりましたかな、前回かな。そのほかの計画はどのように進められるんですか。

○副市長（小島昇公君） 当面、給食センターを足がかりにと思っております。給食センターの前にも、どっかの学校の屋根でいいところがないかというようなことも検討したところございますが、耐震化の関係があったり、すばらしい工法というのが挙がりませんでしたので、まず給食センターから手始めにというふうに考えております。それをベースに検討したいと。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） この件では、市としてエネルギー対策について検討してると言うんですけど、その姿が見えないんですね。検討委員会があるわけでもないし、まあ環境部で検討してるとはしようけども、その検討内容、何を検討してるのか、その辺は今話せれば話していただきたいし、どこに問題点があるのか。いや検討中で、いついつまでに結論を出しますと、一定の研究結果を発表しますっていう、そういうのがあるんならそういうことを教えてもらいたいんですけど、どうでしょう。

○環境部長（田口茂夫君） 環境部内での検討状況ということでございますが、まず1点目としましては、当然財政的な問題があるということは従前から申し上げさせていただいております。そのようなことから、議員のほうからは助成制度というふうなお話でございますので、直接的な助成ということでなく、間接的な支援も含めて何かできないかということで、他の自治体で実施をしているような内容を、今洗っているような状況でございます、それが現実的に実施ができるかどうかというところまでの結論には至っておりませんが、そういったところも今視野に入れている状況で、検討をしているという状況でございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 今部長が言われましたように、私の一つの要求は、市民が積極的に太陽光発電を設置しようという意欲、あるいは太陽光、太陽熱など利用した設備を導入しようという意欲があるわけですので、それに対する市が補助制度をつくれば、先ほどの東電の調べでは年間161件が、もっとこれが倍ぐらいになるかもしれない、そういう希望もあるわけで。ですからそういう施策を、ぜひ促進をしていただきたいというふう

に思います。

財政が問題だと言われましたけれど、どの程度の補助をしていこうかということを考えれば、私は例えば年間総体で300万円、あるいは500万円という数字で助成を出していこうというふうにすれば、それは市の財政規模から見て、それほど大変な額ではないというふうには思いますので、財政問題についてはひとつ吹っ切った結論を出していただきたいと思います。他市との状況をよく調べて検討されてるということなんで、今回はそれに大いに期待をして次回を待ちたいというふうには思います。

平和の問題です。

ここでは閣議決定について、市長はこれからの法案の出方を見守りたいということの答弁でありましたけれど、この閣議決定をめぐっては、憲法学者、その他、批判的に発言をしております。8月5日には憲法学者160人が、集団的自衛権閣議決定に抗議し、撤回を求める声明を発表しております。その中の文章を拾ってみますと、安倍内閣は、7月1日、多くの国民の反対の声を押し切って、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を強行した。これは、「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、国会での審議にもかけず、また国民的議論にも付さずに、一内閣の判断で覆してしまう暴挙であり、断じて容認できない。もう一つは、今回の閣議決定は、どのように言い繕ってみても、日本が武力攻撃されていないのに他国の紛争に参加して武力行使に踏み切るという点においては、従来の政府見解から明白に逸脱するものであるというふうには指摘しております。

国会での議論をテレビや新聞などの報道で見ましても、私はこの指摘が当たっているというふうには思います。市長は、この指摘に対してどのように考えておられるでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 市といたしましても、平和宣言都市という宣言をしているということもございます。そして個人みんなをとっても、やっぱり戦争をしてはならないというところで、思いは一つだというふうには思っています。

ただ、その閣議決定につきましては、冒頭市長が答弁をさしていただきましたように、今後の国会におけます法案の審議を、市としては見守りたいという考えで答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今、閣議決定に対する態度について、市としては見守りたいというふうにおっしゃいましたけれど、これは市長として見守りたいというふうには言いかえていいってことですか。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど副市長のほうからお話がありましたけども、今回当市の旧日立航空機の跡地、変電所前の平和広場ということですけど、10回目の市民のつどいが開かれたわけでございますけど、そこに参加された市民の皆様方、本当に平和への熱望を強く感じたところでございます。そういった意味で、そこにも出てましたけども、当市の平和都市宣言、その中核になっているところの恒久平和の実現と核兵器の廃絶、これは全人類共通の願望であるとして、結びに「ここに、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する。」としているわけですけど、この宣言文そのものが私の信念でありますし、またこれから市政運営をしていくことに当たっても、いささかも変わるものではないというふうには私自身は強く認識しているところであります。そういった意味で、集団的自衛権ということでお話ございましたけども、国際的、また今後の政府の動向等を注視しながら、厳密に監視を続けていかなければというふうには思っております。貴重な御意見として、伺わせていただきますし、また私、市長としましても、その対応については市民の皆様の総意をもって対処すべ

きだろうというふうを考えてございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 前半の東大和市の平和都市宣言、これは大変すばらしい文章で、市長もその立場で平和施策に取り組んでいきたいということをかねておっしゃってますので、それ大いに進めていただきたいと思えますし、まあできれば、ついだから言っちゃいますけど、あの全文がどこかに掲示されるとよりいいかなというふうに思いますので、それはそれでひとつ検討していただくとして、私は閣議決定に対する市長の態度は、自分としては意見は述べられないが、今後監視していくというふうに聞こえるんですけど、この監視の内容というのはどんなふうに理解したらいいんでしょうか。どう進んでいくか、まあ見てますと、監視してますと。いや、これはよくないことだから、これが実行されないように監視していきますということなのか、その辺はどちらなんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 国民の総意でということになると思いますので、今後の国会において十分に審議をされるというところを見守ると、そういうことでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 明確に反対して、撤回を求めるという態度を表明していただけないのは残念です。

オスプレイの問題では、これは市長会で要望書を出してますよね。この中身を教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市長会の要望書としましてですけれども、平成26年7月30日付で、平成27年度の東京都予算編成に対する要望事項という形で提出をさせていただいております。そちらにつきましては、横田基地と周辺の生活環境整備、騒音対策等の推進という項目がありまして、その中に垂直離着機輸送機オスプレイへの対応ということで、要望が出されております。

読み上げさせていただきますと、「オスプレイについては、安全性に大きな懸念があることから、現段階においては基地周辺自治体と連携して、引き続き国及び米国に対し正確な情報提供に努めるよう働きかけていくこと。また、周辺自治体や住民に対する十分な説明責任を果たすとともに、横田基地への飛来や配備を行うことがないよう働きかけられたい」というような内容になっております。

以上です。

○2番（西川洋一君） このただいま読み上げました文章の中で、私は評価したいと思いますのは、やはり「横田基地への飛来や配備を行うことがないように」というふうに市長会で要望してると。要するに、飛んでくるなということですよ。しかも、これについては当然東大和市長も積極的にこれに賛成しているというふうに思うんですが、そういうふうな理解でいいですよ。

○企画財政部長（並木俊則君） ここで、東京都のほうへこのような要請をしたところでございまして、今東大和市の考え、立場としましては、東京都市長会で、ここで今御紹介しましたこの文面をもって、東京都のほうへ要請したというところで、私どもも東京都市長会の一員でございまして、同じ考えをもって現時点では対応したいというふうなことでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） ぜひその立場で、今後の対応をしていただきたいと思います。

それで、オスプレイが横田へ来ますよとか、そういう情報、これは東大和市としては事前に的確につかむような体制といいますか、そういう状況になっているんでしょうか。なっていれば、事前に広く市民に伝えていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） オスプレイの情報になりますけれども、東大和市のほうには直接情報が入ってくるような状況ではありません。私どもが情報収集しているのは、横田基地周辺の5市1町で構成されてます基地対策連絡会というところがありまして、その幹事市であります立川市のほうから情報収集をしてるところです。立川市のほうには、北関東防衛局のほうから直接連絡が入るということを聞いております。また最近では、その5市1町のほうにも北関東防衛局のほうから情報が、連絡が入ってるんじゃないかというようなことも聞いてるところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） ただいま言いましたのは、北関東防衛局から立川には事前に連絡が来る。立川は、そういう連絡が来たら東大和に自動的に連絡してくれる、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 立川市のほうは、5市1町と連携をとるという形になっておりますけれども、東大和市のほうに立川市から連絡があるということはありません。ですので、私ども立川市に連絡したり、あるいは立川市のホームページを見て内容を確認しているというような状況です。

以上です。

○2番（西川洋一君） そうすると、こちらから意識的に、言うなら毎日、立川のホームページ、あるいは立川に問い合わせないと、そういう実態がわかんないってことになると思いますので、その辺はぜひ、北関東防衛局からの連絡がリアルタイムで市のほうでもつかめるような、そういうような体制をつくっていただきたいと思いますので、これ要望ときます。

それから現実に今、オスプレイは飛んできています。それでこの飛来の実態は、今市としてはどのようにつかんでおられるんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 飛来の実態ということですが、7月になりまして、こちらの東日本のほうにオスプレイが飛んできているような状況です。一番最初が、7月15日に厚木基地のほうに入って、普天間のほうからキャンプ富士のほうに經由する際の補給という形で寄ってるようです。7月18日も、やはり来て、離陸してるというような形になっております。またその後、7月19日には横田のほうに札幌航空イベントですか、そちらに参加するために補給に寄ってるということです。そのかわり7月21日にも横田に寄ってるということです。また8月18日、厚木基地のほうですけども、東富士や北富士演習場のほうの訓練ということで、8月18日から25日にかけて厚木基地のほうに離着陸をしているようです。またその後、横田のほうでは8月29日に来まして、8月31日の総合防災訓練に参加し、9月2日に離陸してるということです。そして直近ですけども、横田の友好祭ということで9月5日に着陸して、9月8日、本日ですね、飛び立つような予定になってるというふうに聞いているところです。

以上です。

○2番（西川洋一君） そうしてつかんだ情報については、私たち市民に連絡をしていただくように、よろしくをお願いします。

それで、私はここでオスプレイのことについて、沖縄基地軽減というが、実際には本土に来て演習をしてる、訓練をしてるということを指摘して、これは強くやめさせなきゃならないということを言いたいと思います。報道によれば、北富士・東富士演習場において、8月20日に合計12回の離着陸訓練を行っているということや、これはオスプレイが参加しなかったかもしれませんが、その富士の演習場においては、24回には自衛隊が実弾発射訓練を行って弾薬44トン、約3.5億円、燃料費3,000万円、合わせて4億円を使ってたというような報

道があります。こうしたことと合わせると、集団的自衛権行使容認の決定から、戦争の方向に向かって安倍内閣が進んでいるんじゃないかという危惧を持ちますので、そうした方向にぜひ市としてもストップをかける、そうした態度をとっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、西川洋一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず大項目の1ですが、非正規職員の待遇改善についてです。

労働者の非正規化、低賃金化が進んでいると言われております。とりわけ公務労働者の非正規化が著しいと聞いていますが、当市での状況はどのようになっているのか、以下に伺います。

①として、全職員に占める非正規職員の数とその割合、また公務労働における位置づけと法的根拠について。

②として、非正規職員の待遇改善と今後の採用をどのように考えているか伺います。

大項目の2は、ちよこバスの運行ルートの変更・乗車料金の値上げについてです。

ちよこバスの運行ルート変更、乗車料金の大幅値上げが、この12月にも行われるとされています。交通不便地域の住民、特に高齢者や障害者、低所得者などの市民の交通権の保障に支障を来さないよう、必要とされる施策は市が責任を持って進めることが求められます。

以下、伺います。

①として、乗車料金の値上げは極力避けるべきですが、市の認識を伺います。

②として、シルバーパスの適用など、いわゆる「交通弱者」の交通権の保障策、負担軽減策について。

③として、新堀・芋窪など新たに空白地となる地域でのコミュニティタクシーの導入はどのように進めようとしているのか。

以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

〔1番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、全職員に占める非正規職員の数とその割合、また公務労働における位置づけと法的根拠についてであります。平成26年4月1日における再任用を含めた正規職員数は498人で、市で採用している嘱託職員は147人、臨時職員は444人です。正規・非正規職員の合計は1,089人となり、非正規職員の割合は54.3%であります。また嘱託員につきましては、専門的な業務を中心に担っていただき、臨時職員につきましては正規職員の補助的業務を行っていただいております。法的根拠であります。嘱託員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職に属する地方公務員を、臨時職員につきましては、地方公務員法第22条第5項の臨時的任用を根拠としております。

次に、非正規職員の待遇改善と今後の採用についてであります。賃金につきましては、国の定める最低賃金や近隣市との均衡をもとに決定しております。また採用についてであります。専門的な知識や資格を必要

とする業務に嘱託員を、臨時的、補助的業務には臨時職員を採用しております。今後も業務の必要性により対応してまいります。

次に、ちよこバスの運賃改定についてであります。地域公共交通会議では、路線バス利用者との運賃の公平性、収支改善による持続可能な公共交通、路線バスやタクシーとともに、市内の公共交通網を形成するという3点を軸に協議してまいりました。その結果、新たな運賃を民間路線バスの初乗り運賃である180円とすることで協議が調ったものであります。

次に、シルバーパスの適用など、いわゆる交通弱者の交通権の保障策、負担軽減策についてであります。シルバーパスは東京都シルバーパス条例に基づく制度であります。地方公共団体の委託を受けて乗り合い旅客を運送するコミュニティバスの運行系統は、シルバーパスの適用区間から除外されております。このため、ちよこバスでのシルバーパス適用は困難であります。なお、運賃改定に合わせて、現行に比べて割引率の高い回数券を発行する予定であります。

次に、新たな公共交通空白地域への対応についてであります。コミュニティタクシー等の地域交通の導入につきましては、その地域にふさわしい形態で、持続可能なものであることが必要であります。そのため、地域の機運の高まりに応じた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず非正規職員の待遇改善ですが、近年、ワーキングプアですとかブラック企業ですとか、雇用に関する言葉が流行語になることも多く、雇用にまつわる関心は本当に高いものであります。切実な労働環境に耐えている民間労働者から時々漏れてくるのが、公務員は安定しているからうらやましいとか、ひところは子供は野球選手になりたいとか、パイロットになりたいという、そういうような職業みたいな話がありますけれども、最近は何か公務員になりたいみたいな、そういうことを挙げるような子供もいるというお話もニュースなんかでよく出まして、そういうふうにとめられてるんだなというふうに思っていたところなんですが、しかし実際にはなかなか公務員というお仕事も、非常に大変な環境の中で担われてるということがあります。

これは6月17日に都政新報に載った記事なんですが、「訴訟にまで発展する非正規公務員問題」と題して、東京の市部でも公務員の3人に1人が、いわゆる非正規で行政サービスを担っている。正規職員との格差が大きく不安定な立場に置かれているという旨の記事が出ておりました。「官製ワーキングプア」という新たな言葉も、このごろでは聞かれるようになってきたんですが、東大和市では実際どのようになっているのかなという実態を伺っていきいたいというふうに思うんです。

まず、よく俗に民間では、私、民間の経験しかありませんもので、ちょっと民間基準で考えてるとなかなかわかりにくいものがあるんですが、民間では俗に正規、非正規ってことでいいますと、正規社員となると雇用の期限の定めのない方ということは通常、それ以外の方が非正規というふうになってるんだと思うんですけれども、地方公務員の場合はどういうことで、いわゆる正規、非正規ということを理解すればいいのかというのを、まず教えていただきたいと思うんですが。

○職員課長（原島真二君） 正規職員と非正規職員の違いでございますけれども、議員さんのおっしゃるとおり雇用の期間の定めのない職員が正規職員でありまして、定めのある職員が非正規職員という原則的な考え方がご

ざいます。再任用職員につきましては、任期は1年でございますけども、正規職員と同等の業務を行っているので、正規職員というふうにカウントしております。また非正規職員につきましては、東大和市におきましては臨時職員と嘱託員という区分けになっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、その嘱託員、臨時職員というものは、具体的にはどういうことをしてるのかってことを伺いたいと思います。最初に、嘱託員について教えていただきたいんですが。

○職員課長（原島真二君） まず嘱託員につきましては、市長答弁にもございましたけども、地方公務員法の第3条第3項第3号を根拠とする特別職の非常勤職員ということでございます。東大和市嘱託員の設置に関する要綱におきましては、嘱託員の職として5つの職が掲げられております。1つ目が、専門的な知識及び経験を必要とする職。2つ目が、相当程度の専門性を有しかつ指導及び監督を主な業務とする職。3つ目が、公的資格を有し、かつ、相当程度の判断を必要とする職。4つ目が、技能及び経験を必要とする職。5つ目が、一定期間相当量の業務があり知識及び経験を必要とする事務の職であり、委嘱期間は1年ということで、更新は6回までできるということになっております。勤務時間につきましては、1週間に30時間、1日に7時間30分を超えない範囲としまして、週5日の範囲で勤務できるというような内容でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 続けて、臨時職員についてもお願いします。

○職員課長（原島真二君） 臨時職員につきましては、地方公務員法第22条第5項の規定によりまして、臨時的任用をする職員ということであります。東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱におきましては、雇用の基準を定めておりまして、3つの場合を掲げております。1つ目が、災害その他重大な事故等のために緊急に職員を必要とする場合。2つ目が、臨時的雇用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合。3つ目が、前2号に掲げる場合を除くほか、業務または事業の執行に特に支障があると認める場合ということで、雇用期間につきましては6カ月を超えない期間として、6カ月を超えない期間で1回に限り更新することができるということでもあります。勤務の割り振りににつきましては、月曜から金曜までの午前9時から午後4時までで、これによりがたい場合に1週間に37時間30分の範囲内ということとしております。

以上です。

○1番（森田真一君） それでは、その嘱託員、臨時職員が具体的に配置されてる職種はどうなっているかというのも教えてください。

○職員課長（原島真二君） 具体的な例でございますけども、まず嘱託員につきましては、指導室におきまして少人数学習指導員、学校図書館指導員、スクールカウンセラーなどがおります。また青少年課におきましては、学童保育所指導員、児童館業務員等がございます。図書館におきましては、図書館業務員というようなことになります。

続きまして、臨時職員につきましては、青少年課におきまして児童館・学童保育所用務員、健康課におきましては保健師、看護師、歯科衛生士等ですね、また給食課におきましては給食調理員、給食配膳員などを雇用していると、このような状況になっております。

○1番（森田真一君） 先ほど市長からは市の正規職員、嘱託職員、臨時職員の数や割合を教えてくださいました。それで、小中学校でお仕事をされる方もいらっしゃるんで、これどもまたがるわけですが、都及び市の正規職員、嘱託、臨時の職員、それからごめんなさい、都の非正規の職員の方もいらっしゃるはずなんですが、

その数や割合を教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** それでは、学校におきましては、東京都が採用している正規教職員が380人、69.8%、非常勤教職員は85人、15.6%であります。東大和市が採用している嘱託員が33人、6.1%、臨時職員は46人、8.5%であります。

○**1番（森田真一君）** 確認ですが、これは資料でもいただいているところなんですけど、市の嘱託員、臨時職員さんの数は、先ほどの市長の御答弁の中には含まれてる数でしょうか。ちょっと確認です。

○**職員課長（原島真二君）** 市長答弁にありました臨時職員、嘱託員の中には、学校における臨時職員、嘱託員も含めた数を合計として報告しております。

以上です。

○**1番（森田真一君）** そうしますと、今る教えていただいた人数、大体ざくっと見ますと、市の職員の2人に1人がいわゆる非正規職員、小中学校で働く職員のおよそ3割は非正規ということになるかと思うんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○**職員課長（原島真二君）** 資料で提供したとおり、そのような数値になります。

以上です。

○**1番（森田真一君）** これは、これまで東京都は、非常勤職員の数を、これ多分、日付のとり方の関係から由来してるんだと思うんですけど、今教えていただいたような非常勤教職員の数よりも随分少なく発表されていたんだと思うんですね。今御答弁で、初めてこんなに現場の中にたくさんの非常勤ないしは非正規でお仕事されてる方がいらっしゃるということが初めてわかりました。

例えば、直近までそういうふうには理解されてない状況というのは、こんなところからもわかるんですけど、これは今手元には、7月8日付の読売新聞なんですけど、「1年で失業…非正規教員、小中学校で12万人」という、こういうタイトルの記事がありまして、私がこれからいろいろ教えていただこうと思ってる内容についても触れられているんですけど、この中で全国で、例えば教員でいえばどれくらい非正規の率が高いのかっていうのを表示してあるんですけど、例えば沖縄は全国で一番多くて15.8%なのに対して、幾つか書いてあるんですけど、東京はゼロ%というふうに表示をされているんです。これ2013年5月時点の文科省の資料からつくったっていうふうはこの記事の中では出てるんですけど、その時期のとり方で非常にこの数字は変わっていたんですけども、実はそれぐらいたくさんの方がいらっしゃるということが、これでわかりました。

続けますが、どこで区切って、その人数、カウントするかというと、随分数が変わってきってしまうというのは、これは何でなんですかね。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 学校におきましては、児童・生徒数の関係で、学級が決定するのは4月1日ではなく、入学式当日となります。それに合わせて、特に中学校では講師の授業時数が決まってくるので、任用する講師等は5月1日の学校基本調査のほうが多くなるということになります。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** わかりました。

それでは、次のところを聞かせていただきますが、市の嘱託員、臨時職員の社会保険や労働保険の適用状況なんですけども、31日以上就労することが予定されている方は、いずれも週20時間以上、また週20時間以上勤務する方は雇用保険に加入されるということになるかと思えます。また週30時間以上勤務される方については、さらに協会けんぽと厚生年金が適用されるというふうには、つまり民間の労働者と同じ基準で、こういう社会保

険、労働保険が適用されると思ってよいのでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 雇用保険とか社会保険の加入の要件につきましては、市の非常勤職員も民間と同様の内容ですので、御指摘のとおりでございます。実際には、被扶養者のままでいたいということで、週30時間に満たない勤務を希望する方が多いために、社会保険に加入しない方が結果として多いという状況がございます。

以上です。

○1番（森田真一君） じゃ、配偶者の被扶養者に残りたいってことを希望されている方は、主たる生計維持者ではない方がお仕事されてるってことでよろしいのでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 主たる生計維持者であるかどうかということのような調査はしていないんですけども、被扶養者のままでいたいということは、結果としては主たる生計維持者ではないのではないかなということが推測されるという状況です。

以上です。

○1番（森田真一君） わかりました。

少しこの嘱託員の例で、具体的な職種の例で少しいろいろ考えてみたいと思うんですね。例えば消費生活相談員の方がいらっしゃいます。これ市の案内を見ますと、窓口が月、水、金の10時から16時が相談時間となっていますとなっているんですが、実際の勤務時間ですとか、勤務する日、時間、それからまた時給なんか教えていただけるといいんですが。

○市民生活課長（田村美砂君） 消費生活相談員の拘束時間でございますけれども、こちらは午前10時から午後5時までとなっております。時給のほうは1,620円となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 週3日、入られるのでしょうか、これ。

○市民生活課長（田村美砂君） 月、水、金の週3日でございますけれども、3人おりまして、それぞれ週1日ずつでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） そうしますと、この我が市の消費生活相談員を担っていただける方は、この市からの報酬って言ったらいいのかな、報酬は1,620円掛ける6時間掛ける、週1だと多分、大の月だと月5日ってところかと思うんですが、月5日として掛け算すると4万8,600円が月々報酬として与えられるということになりますでしょうか。そうしますと、これはやはりどう生計を立ててるのかということになると、主たる生計維持者じゃない方が入ってらっしゃるから、これが実現できると、こういうことでよろしいですね。いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 消費相談員の生計関係ですけども、これについては個人情報なんで我々も余りお伺いはできませんし、してもおりません。過去、週1回だった時期があるんですね、消費相談が。それでふやすということで、相談員の方に日にちをふやせないかという話を持ちかけたときに、ほかの市でやって、なかなかふやせないというようなこともありますので、同じ仕事かあるいは別の仕事をかけ持ちされてるということは間々あるようです。生計を何で立ててるか、それはちょっと私どもで把握はできません。

以上です。

○1番（森田真一君） ごもつともですね。ただ、かすみを食べて生きてるわけじゃないと思いますので、一番、普通にアルバイトするよりは、こういうスキルをお持ちの方だから、2市とか3市とかかけ持ちされていらっ

しゃるということも想定されるわけです。

そうしますと、今のお話だと、仮にそうやってかけ持ちをして週5日、何とかフルに入れる日を獲得したと仮に仮定して換算をしてみますと、週5日だから月曜日から金曜日で月22日の就労日になりますか。そして、時給も仮に同等として、月収でいきますと約21万4,000円、年収にしますと掛ける12で約256万円と。これ給与所得に換算すると161万円になるんですけども、仮に単身40歳、市内の借家住まい、そんな感じで仮定して、所得税、住民税、計算してみますと、これは約19万円、国保税を計算してみましたら15.4万円、国民年金でちょうど18万円、つまり税金と公的保険料で52万4,000円の負担と。それですので、この256万円から引いた後の納税後の可処分所得というのは203万6,000円と、こういう計算ができるんです。仮に家賃が6万円ぐらいで、電気、ガス、水道、月に節約して1万5,000円ぐらいとか、そんな感じで仮定してみると、年間で都合、ここは90万円ぐらいですかね、かかると。そうしますと、今の先ほどの数字から引き算すると、手元の生活費というのは大体113万円ぐらいということになるんです。週5日、ほぼフルタイムで働く条件が見つかった場合でさえ、これぐらいかつかつの生活になるということなわけです。

厚生労働省が平成22年の国民生活基礎調査で発表したところによると、国民の可処分所得の中央値は224万円ということになっております。ですから、それを割り込む「官製ワーキングプア」と、先ほどそういう言葉、よく聞かれるようになったって話しましたが、まさしくこういうふうと呼ばれるゆえんは、まさにここにあるんだというふうに思います。

続けて伺いますが、消費者庁……

○議長（尾崎信夫君） 発言の途中ですが、ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

○1番（森田真一君） 消費者庁が平成20年度に消費生活相談員に関する調査というのをしてるんです。全国で働く消費生活相談員のうち、経験年数別に有資格者が占める割合というのを調べているんですけども、5年以上の経験を積んでやっと9割の方が、相談員の方が一般的に取得するような幾つかの資格を取れるようになっていくということです。つまり高度な知識や交渉スキルを身につけるには、長期の任用が保障されることが求められるといえるんです。市の嘱託員設置要綱では、任用は1年間の後、更新回数は6回までという制限が課せられています。未経験から出発して新規採用されて、5年、6年かかってやっと一人前に成長した途端に、その人材を手放さなければならないと、こういう仕組みになるわけですが、フルタイムで入ってないですけどね、一般論でいうとこういうことなんです、そういう仕組みは職員の行政を担う能力を維持するという点からいうと妥当な制度っていえるのかどうかというふうに疑問に思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） まず嘱託員の採用ですけども、これ試験制度でやっています。なおかつ、応募のときには、資格が必要なものは有資格者を求めますし、それから資格は必要としなくても、やはり専門的な知識ですとか経験を有する方を一応応募の条件としておりまして、試験によってその能力があるかどうかを検証して採用しておりますので、経験のない人を採用して育てるといった職種じゃございません。経験のある方に来ていただいて、その経験を生かしていただく制度になってます。ですから、更新6回ですから、最長7年までやっていただける制度でございます。また更新期間が完了した場合でも、その時点でその職が必要であれば、また再度募集をかけます。そのときに今までやっていただいた方が応募することも可能ということですので、今の制度では先ほど申しましたとおり、能力がある方を常に雇用してるという状態であるというふうに認識しています。

以上です。

○1番(森田真一君) ありがとうございます。

この調査では、委嘱期間などについても公表してるんですけども、この雇われる期間って言ったらいいですかね、基本は1年と。これは大体どこの自治体でもそうで、約9割の自治体がそうされていると。更新回数については、更新制限5回以上というのは全体の5%ぐらいしかなくて、75%は制限なしにしているんだそうです。当市はそういう意味でいうと、更新回数を持っている比較的少数派といたらいいですかね、そういうようなことになるわけです。確かに、また更新6回やったら、また……。ごめんなさい、7年か。7年雇ったら、また必要だったらまたその人を呼ばばいいかと、いいよというふうなお話でありましたけども、私はこれ更新回数別になくしてもいいんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 私どもで多摩26市の嘱託員の雇用について確認をしたことがあります。その中で、制限ないという市は8市でしたね。残りの18市は全て更新の回数制限を設けています。一番多いのが、東京都が4回なんですけども、これに準じて4回というところが10市と一番多かったですね。この近隣で見ますと、東大和市の6回の回数制限というのは、決して短いほうではないというふうには考えてます。

以上です。

○1番(森田真一君) 東京都が4回っていうのも伺っております。それと比べると少し長く、ゆとりを持ってとっているということも理解するところではあるんですけど、ただ別にあえて更新回数を設ける根拠というもの、したほうが都合がいいというところがどうしてもみ込めないんですね。東京都は、この4回って絞ってる理由について、要するにその都度、4年ぐらいのサイクルで事業を見直ししてるから、一旦こういう形とってるんだよって、こう説明してるらしいんです。我が市では、この6回というのは、何かそういう事業サイクルみたいな関係で、事業の見直しみたいなことは、この消費生活相談の事業の中で必要なことなのか、それとも個々起こる事件についていろいろあれこれ面倒見てくださってるわけですから、そういう意味でいうと特にそういう区切りをつけなきゃいけないようなものではない、継続事業なんじゃないかなというふうに私は外から見るとそういうふうに見えてしまうんですけど、その点ではいかがなんでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 嘱託員の方をお願いしてる事業は、正規職員がやるほどの時間数が、事務量がないというような事業が主体になっております。その事業をいつまで続けるかというのは、その事業によって異なりますので、一概にある一定の期間で一律に回していく、見直しをするということはありません。ただ、行政サービスが動いてますから、なくなることもありますし、場合によっては嘱託員で対応するには事務量がふえてしまつてると。そうしますと、正規職員に振りかえるという必要も出てきますので、そういった時期が来ますので、ある一定の期間でもって更新を切りませんと、見直しがなかなか、その事業そのものの見直しができないということがあるので、更新期間を設定しているということでございます。

以上です。

○1番(森田真一君) 最初に都政新報の記事なんかに触れましたけれども、今この更新回数の上限に到達して雇用が切れること、民間ではよくリストラだとか何とかいろいろ言い方しますが、公務員の世界は雇いどめという言い方をされるようですが、雇いどめとなった非正規、嘱託とちょっと違うと思うんですけども、非正規で働く職員さんが裁判で地位確認を訴えて認められるケースも出てきているということが、この記事の中でも紹介をされております。名目上は、こういう非正規で有期の雇用だよという関係になってはいるんだけど、実際は正規とほぼ同様の業務内容に携わって、今ここでは具体的には週1しか入ってないから、

時間数でいうとそこに当たらないと思うんですけど、ほぼ1日そこに張りついて仕事をしてるってことでいうと、非常に正規の職員の形と似ている業務内容だったという自治体も少なくなくて、多くの自治体が何らかの形でこの訴訟のリスクを抱えているということを指摘をされているんです。

今、私、自分でちょっと回答を言ってるような感じもしないでもないんですけども、当市の場合は、差し当たってこの消費生活相談員でいえば週1、お一人お一人は週1しか入ってないから、これには当たらないと思うんですけども、非正規職員の方、市で雇ってる方、一般でいうとここにかすってくるような方というのもあるということは想像をしてしまうんですね。そこら辺では、実態はどうなのかということをおちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○職員課長（原島真二君） 勤務形態で申し上げますと、やはり臨時職員、嘱託員とも基本的な勤務時間数というのは週30時間で行っていただいております。正規の職員の勤務時間が週38時間45分でございますので、勤務形態に関しては正規職員とは異なってるということがいえるのではないかなと思います。

以上です。

○1番（森田真一君） 総務省が最近、全国の自治体に臨時・非常勤職員の待遇の改善を求める通知というのを出して、見直しを求めているというふうに聞いております。これ紹介記事なんかから見ますと、契約更新を繰り返してきた臨時保育士などの特別職非常勤職員が雇いどめに遭うなど、これまでも問題になってきた任用の問題では、職務内容が補助的・定型的、また一般職の職員と同一、労働者性が高いなどの場合は、一般職として任用するように強調しているといえます。再任用をめぐっては、次の再任用までの間に空白期間を設けているため、社会保険から脱退させられ、医療費負担増や年金加入期間の減少となることが問題になってきました。今回の通知では、空白期間の根拠について「地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない」と明記をしています。事実上、使用関係が存続している場合は、「資格を喪失させることなく取り扱う必要がある」との厚生労働省通知を紹介して、勤務の実態に即して判断するように求めています。

このところでは、そうしますと、こういうところで見直しを求めるべき職員は、いらっしゃらないという認識でよろしいのでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 非常勤の特別職である嘱託員につきましての更新における空白期間というのはございませんで、臨時職員につきましては地方公務員法、先ほど言った22条の定めに従いまして6カ月雇用して、さらに6カ月を超えない範囲での期間での任用ということでございます。その後に雇用するという場合につきましては、新たな雇用手続で雇用してるという認識でおりますので、継続雇用ではなく断続的ということは表現しておりますけれども、そのような実態となっております。

以上です。

○1番（森田真一君） この見かけ上の断続雇用というところは、働いてるときの職員さんの例えば手当の問題なんかに波及してくるということで、そのところについてもいろいろ通知では言ってるわけなんですけども、勤務条件に関して期末手当など手当支給の要件となる常勤の職員の定義について、待遇などを総合的に考慮して実質的に判断されるものであって、任用根拠から直ちに定まるものではないと強調しております。勤務の実態に即して判断をするように求めているわけですが、これについて市はどういう態度でこれから考えられていくのかということをお教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 東大和市の場合、嘱託員にしる臨時職員にしる週の勤務時間は30時間に限定しております。正規職員は、週38時間45分が勤務時間ですから、この勤務形態から見て常勤の職には当たらないとい

うふうに認識しています。ですので、期末手当の支給ということは検討はしておりません。

以上です。

○1番（森田真一君） だから基準となるのは、週40時間かかっているか、かかってないかというところが一つ大きいということが、改めてわかるわけですが、考えてみると、普通に仕事しに来て、1週40時間と、30分、計算したわけですね。38時間半か。ほとんど変わらないから、少なくとも本人の認識としては、私がやっている仕事って正職と本当に変わらないのに、何でこんな差がつくの。差がつく理由は、最初にそう言われているからって以外しか見当たらないような気がするんですが、例えば職員組合さんなんかと、そういうようなことで折々、お話しされることもあると思うんですけど、不満、不満とは言わないか、要望とかでそういう話って出てこないんですか。

○総務部長（北田和雄君） 職員組合の関係ですけども、職員組合では職場要求づくりというようなことを毎年やってます。自分たちの勤務条件に対して改善を求める要望書が市長のほうに出されるんですけども、その中に臨時職員の待遇改善という項目が入ったりしてることもあります。

以上です。

○1番（森田真一君） この通知では、同時に、これは余りいい方法では私はないと思うんですけども、任期つき職員、つまり有期の雇用ですよ。任期つき職員の積極活用をしながら、非正規だけだと実態は正職員に近いような働き方をしている方たちをなるべく少なくするように努力をなささいということ、そういうような趣旨のことになってるんですが、自治労連さんなんかでも任期つき職員の活用は、専門性や継続性の確保、雇用の安定といった問題が解決されないとされて、臨時・非常勤職員の正規化や任期の定めのない短時間公務員制度の確立を求めているところなんです。職員組合さんとも、実態は常に動きますので、丁寧に話し合いを重ねていただいて、少しでもこの非常勤職員さんや嘱託さんの待遇の改善を図っていただきたいということを要望したいと思います。

ちょっと話題は小学校、中学校のところ少しまた移さしていただきたいと思うんですが、小中学校で働く非正規の教職員の方について伺いますが、これ私の個人的な体験ですけども、ひところ、ひところといってもかれこれ20年、30年ぐらいたっちゃってるかもしれないですけども、正規の教職員として教壇に立ちたいと願いながら、なかなかそれが、その採用枠の関係でだと思ってしまうんですけど、実現しなくて、教壇に立ちながら非常勤講師として10年、20年というそういう職歴を歩まれる方というのは結構あったと記憶しているんです。もう何しろしばらく時間がたってますので、最近はそういうような状況というのはあるのかどうかというの、東大和でということ結構かと思いますが、教えてください。

○学校教育部参事（石井卓之君） 学校の教員につきましては、確かに採用人数が少ない時代は、時間講師等として勤務しながら採用選考の合格を目指している方が多くおりました。現在は平成21年度に実施されました採用選考から、44歳の年齢制限が東京都ではなくなっております。それから採用人数がふえておりますので、正規教員となる機会はふえているものと考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） それでは、非常勤で働いている教職員の方というのは、これ東京都が採用されてるということでもいいと思うんですが、採用されてる方は、ほとんどが自身の希望で選択をしているという理解でよろしいのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 県費負担教職員につきましては、退職時に選考を受けまして、再任用教職員

または非常勤教職員として勤務することが選択できるようになっております。市が採用する嘱託員に関しましては、募集要件として常勤でないことを明記しておりますので、その要件に基づいて御本人の意思で勤務をしているものと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 小中学校勤務の非正規職員の方は、みずから負担軽減を求めて選択しているというよう
なことなわけなんです。昨年、行われた教職員組合の大会に、私、参加させていただいて現場の声を伺った
んです。現場で非正規で働いてる教職員の方の勤務実態や感じていることがそのとき多く出されました。この
ときのメモがたしかあったはずだなと思って、改めて読み返してみたんですけども、これちょっと制度のどこ
ろとかかわりますので、後でもう一回教えていただきたいことあるんで後から言いますけども、任期つき任用
者が4月5日、6日から担任を持たされる。次年度採用されない人もいる。これは春休み中に授業準備ができ
ないじゃないかということの意味かもしれません。小学校で非常勤職員の職務範囲が曖昧で、穴埋めの仕事が多
い。その方は週14時間、入る契約になってるそうなんですが、週14時間なのに給食やクラブ、放課後の補習など
何でも屋扱的のところがあると。それから非常勤職員は、職員会議に参加をさせてもらえないため、学校の
様子がどうなってるか全然わからなくなってしまった。職員室には席がなく、専科の準備室が居場所にされて
いる。それから最初にあなたは教育公務員ではありませんと言われたと。若い教員が入ってきたが、期限つき
任用なのに部活の面倒を見させられている。新採用で期限つき任用で3人入ったが、うち1人は1カ月で、も
う1人は5カ月でやめてしまった。指導教諭との関係づくりが難しかったためと思われる。こういう声がある
ということは、お耳に入っていますでしょうか。また、この期限つき任用というのは、詳しく後で教えていた
だければと思うんですが、先ほどの示していただいた区分によれば非正規教職員の中にカテゴライズされるよ
うな方だからということもあるのかなというふうに思うんですけども、私はこのメモをとったときには、ちょ
っとそういう行政上の知識って余り持ち合わせてなかったものですから、ごっちゃになって聞いているところも
あるかと思うんですが、そういう声があったということは御存じでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 確かにいろいろな制度上の問題というのは、あることは認識しておりますが、
ここまで細かいことは今初めて聞いたところもございます。

それから期限つき任用教員に関しましては、常勤ということで、当然今お話ありましたけど、部活動の指導
は職務として担うものであると認識しております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時18分 延会